

岸和田市公園等整備・管理ビジョン(案)

令和5年7月

岸和田市

目次

第1章	はじめに.....	1
	1. ビジョン策定の目的.....	1
	2. ビジョンの位置づけ.....	1
	3. 上位・関連計画の整理.....	2
第2章	公園等を取り巻く現況と課題.....	8
	1. 人口の特徴.....	8
	（1）人口の推移.....	8
	（2）地域別の人口増減.....	9
	2. 公園等の整備・管理状況.....	10
	（1）公園等の整備状況.....	10
	（2）未整備公園の現状.....	14
	（3）公園等の維持管理状況.....	15
	（4）公園等の老朽化状況.....	15
	（5）公園等の整備・管理費の推移.....	16
	（6）公園等の利用状況.....	17
	3. 公園等に関する市民ニーズ.....	20
	（1）調査概要.....	20
	（2）アンケート調査の結果概要.....	21
	4. 課題の整理.....	24
第3章	めざす将来像と取組方針.....	26
	1. めざす将来像.....	26
	2. 基本方針.....	26
第4章	取組方針.....	27
	取組方針1 公園等の再編・適正配置.....	27
	（1）公園等の再編・再配置.....	27
	（2）施設の適正配置.....	31
	（3）開発行為等における小規模公園の設置基準の見直し.....	33
	取組方針2 公園等の管理水準の向上.....	34
	（1）公園施設のストックマネジメントの推進.....	34
	（2）公園樹の適正管理.....	36
	取組方針3 未整備の都市公園の対応.....	38
	（1）未整備の都市公園の見直し方針.....	38
	取組方針4 官民連携による公園等の整備・管理の推進.....	40
	（1）民間活力の導入による公園等とまちの活性化・魅力向上.....	40
	（2）市民協働による公園等の管理運営.....	42
巻末資料	43
	1. アンケート調査の結果.....	43
	2. 携帯端末を活用したビッグデータによる公園利用者についての調査.....	64
	3. 市民協働による公園づくりの取組例.....	67

第1章 はじめに

1. ビジョン策定の目的

● ビジョン策定の目的

まちにおける公園緑地は、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全に加え、市民に身近な公共オープンスペースとして、市民活動や憩いの場、災害時の避難場所など豊かな地域づくりや活性化に寄与する重要な役割を担っています。

本市では、岸和田市みどりの基本計画（平成30（2018）年）において定めた5つの基本方針のうち、基本方針②「みどりの創出」において公園緑地の整備および管理などの施策（施策2-1）を位置づけ、その具体化をめざしています。

本ビジョンは、上記を実現するため、施策実施に必要な整備や運営の方針を総合的に整理し、施策を具体化することを目的とする取組方針とします。また、その他関連計画についても整合を図ります。

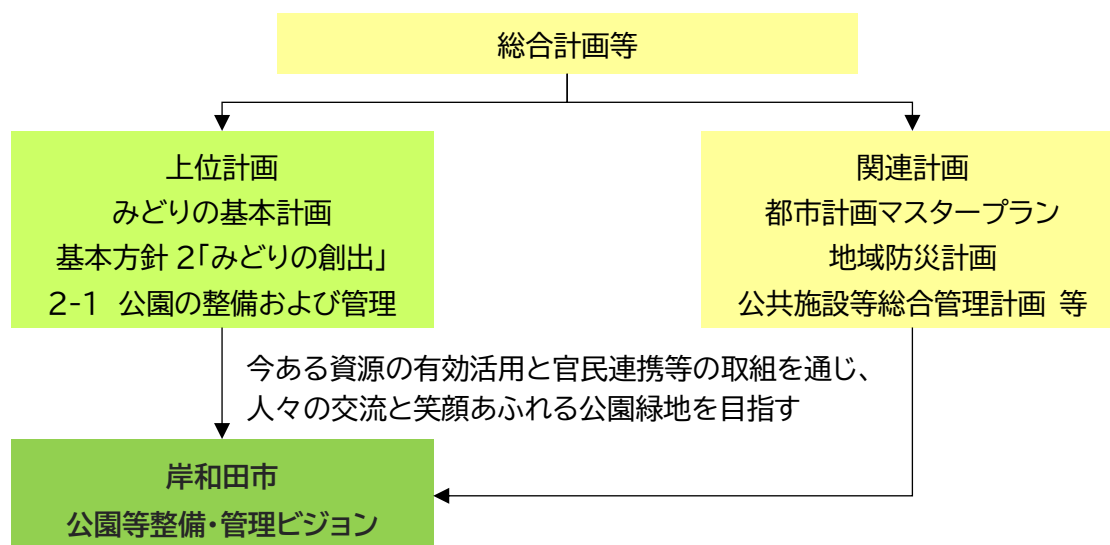
● ビジョンの対象

本ビジョンでは、本市で管理を行っている都市公園、児童遊園、ちびっこ広場等の公園緑地（以下、「公園等」とします。）を対象とします。

2. ビジョンの位置づけ

岸和田市みどりの基本計画の基本方針②「みどりの創出」において定めた公園の整備および管理に関する施策（施策2-1）の方向性を実現するため、施策実施に必要な整備や運営の方針を総合的に整理し、施策を具体化することを目的とする取組方針とします。また、その他関連計画についても整合を図ります。

図1.ビジョンの位置づけ



3. 上位・関連計画の整理

ビジョンの基本的考え方を整理するにあたり、公園等の整備・管理の方向性について、各上位・関連計画での位置づけについて整理します。

(1) 岸和田市総合計画(令和4年12月策定)

計画期間	令和5（2023）年から令和16（2034）年
目的	市制施行100周年を経て、次の“新・岸和田”づくりをめざして、安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かで魅力的なまちであるために、「笑顔にあふれ、誰もが“幸せ”を感じる都市」の実現を基本理念として、総合計画に描いた将来像に向かってまちづくりを進める
役割	市の最上位の計画であって、市民・事業者・行政など様々な主体が行うまちづくりの指針となるもの
ビジョンに関わる主な施策	<p>■基本目標と”3つの視点”</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康で自分らしく生きられるまち 多様性が尊重され、高齢者や障害者をはじめ誰もが健康で安心して生活できるまち ○人と自然が共生した住みよいまち 豊かな自然や生物多様性の保全と、まちの美化の促進や環境に配慮されたまち <p>《岸和田を強くする”3つの視点”の展開イメージ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海から山までの多様な地域資源の活用 ・公園などの地域資源を活かした健康づくりの推進 <p>■将来人口の方向性と都市構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市構造 《土地利用の基本方針》 方針2 地域資源・コミュニティのまとまりに配慮 ・景観・歴史・文化など地域の資源や個性を大切にするとともに、コミュニティのまとまりに配慮した土地利用形成を推進 方針4 市街地の再編・整備による産業振興と居住環境の調和 ・都市活力を再生する計画的な市街地の再編と整備に努め、産業振興と居住環境が調和した土地利用形成を推進

(2) “新・岸和田”づくり ～都市計画マスタープラン～(令和5年1月改定)

計画期間	令和5（2023）年から令和16（2034）年
目的	「将来ビジョン・岸和田（第5次岸和田市総合計画）基本構想」のもと、テーマ別、都市計画分野別の「“新・岸和田”づくり（岸和田市都市計画マスタープラン）」を示し、基本構想を都市空間として具体化する
役割	「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」として、本市が定める都市計画は、本計画に則すことを求めるほか、都市計画制度によらないまちづくりの取組においても、市民・事業者・行政が共有する「まちづくり指針」としての役割を担う
ビジョンに関わる主な施策	<p>第1章 全体像 2.テーマ別まちづくり方針</p> <p>2-1.多彩な魅力と活力を備えたまちづくり</p> <p>(3) 地域資源を活かした観光と交流の環境づくり</p> <p>2) 自然・スポーツ・文化資源の活用</p> <p>大規模公園・総合体育館・BMX 施設をはじめとするスポーツ施設や野外活動施設、文化施設を活かした交流を促進するため、特色ある施設整備・運営に向けて指定管理者制度の活用や Park-PFI 制度等の導入を検討するとともに、周辺交通網や神於山・蜻蛉池公園・久米田公園・中央公園をつなぐ緑道の形成を推進します。</p> <p>設置から年月を経るなか、地域で求められている機能が変化している小規模な公園や広場などは、期待される機能を把握し、地域で集い、交流できる場づくりを推進します。</p> <p>2-2.環境にやさしい、みどり豊かなまちづくり</p> <p>(1) 将来にわたって安全で快適な生活環境の確保</p> <p>2) 快適で環境負荷の低減に配慮した市街地の整備・更新</p> <p>ヒートアイランド現象を抑制し、潤いとやすらぎのあるまちづくりを推進するため、建築物の屋上や敷地内の緑化を促進するとともに、河川・ため池、公園・緑地を海から山につなぐなど、風の通り道に配慮した土地利用を誘導します。</p> <p>道路・公園の整備・更新にあたっては、水循環に配慮し、保水性・透水性素材の活用に取り組むとともに、ため池を活かした公園整備など、環境にやさしい潤い空間の形成を図ります。</p> <p>(2) 山から海につながる水とみどりの保全と形成</p> <p>3) 水とみどりのネットワークの形成</p> <p>神於山から蜻蛉池公園・久米田池・中央公園を經由し、海までつながる春木川緑道の形成をはじめ、牛滝川・津田川水系は動植物の移動経路や生息地として、また人が水とみどりにふれあう軸として保全・活用を図ります。また、臨海部にみどりを誘導することにより、水とみどりの空間形成を図ります。</p> <p>街路樹、建築敷地内の緑化及び生産緑地等により、海から山に向かいみどりの密度が高まる本市の市街地環境を維持・形成するとともに、市民の憩いの場、また地域の集いの場として、規模・機能に応じた公園づくりを進め、みどりの帯を市街地内へ広げていきます。</p> <p>生活に潤いを与えてくれるとともに、火災の延焼遅延機能を有する街路樹や生垣など、道路・公園・建築敷地内の緑化を推進します。道路や公園を地域住民に親しまれる空間としていくために、ファミリーロード・公園美化ポ</p>

ランティアなど地域住民や事業者、市民団体による緑化・美化活動を推進します。また地域住民による敷地内緑化のためのルールづくりなどの取組を支援します。

2-4.人にやさしいまちづくり

(1) 誰もが活動しやすいまちづくり

4) 安心して暮らせるまちづくり

安全で利便性の高い生活環境を維持するため、市民の協力のもと既設の道路・公園の点検・改良を進めるとともに、予防保全的に修繕を行うことにより施設の長寿命化を図ります。また地域と連携のもと照度や見通しの確保、防犯カメラの設置など、防犯に配慮した道路や公園、駐車場の普及を推進します。

(3) 地域で集うまちづくり

2) 地域の公園・散策路の充実

地域の公園については、規模や設置目的を踏まえ、地形・植生・遺跡・歴史などの地域の特色を活かしながら、地域に親しまれる公園づくりを進めます。

設置から年月を経るなか、地域で求められている機能に変化している小規模な公園や広場などは、期待される機能を把握し、地域で集い、交流できる場づくりを推進します。

ファミリーロード・公園美化ボランティアなどにより、道路や公園の美化、植樹・育樹を地域で行うことにより、地域への愛着とコミュニティの活性化を促進します。

3) 子どもたちが自然や歴史、スポーツや文化にふれあえる場の充実

地形・植生・遺跡・歴史といった地域の特色を活かした公園整備など、交流やふれあいの場づくりを進め、子どもたちが自然や文化・スポーツに親しみながら成長できる環境づくりをめざします。

第1章 全体像 3.都市計画分野別の方針

3-3.公園の方針

(1) 都市計画公園

一定規模の用地が既に確保されている都市計画公園については、公募設置管理制度（Park-PFI）など官民連携を含め、効率的で効果的な整備・管理手法を検討し、魅力ある公園整備に取り組みます。

また、都市計画公園を定めてから、長期が経過することから、社会情勢の変化や公園に対するニーズなどを踏まえて、定期的に公園の配置計画について見直しを行う必要があります。都市計画公園の見直しを行う際には、総合的にみどりの将来像を示す「みどりの基本計画」と整合を図りつつ、都市計画の地域制緑地制度（風致地区、生産緑地地区、地区計画等）や、都市計画以外の各種公園や広場・緑地制度と連携を図りつつ、地域の特性と公園緑地の持つ多様な機能を踏まえながら検討を行います。

(3) 岸和田市みどりの基本計画(平成 30 年3月)

計画期間	平成 30 (2018) 年から令和 19 (2037) 年
目的	本市の長期的なみどりに関する総合計画として、望ましいみどりの目標を定め、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、市民、事業者、行政が一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開する
役割	第4次岸和田市総合計画や岸和田市都市計画マスタープラン、岸和田市総合戦略のほか、関連計画である岸和田市環境計画、岸和田市生物多様性地域戦略 2014 等との調和・整合性を図る。また、広域的な視点からは大阪府における「みどりの大阪推進計画」等との連携を図ります。
ビジョンに関わる主な施策	<p>基本方針 2 みどりの創出（身近なところでみどりをつくる）</p> <p>2-1 公園の整備および管理</p> <p>施策 2.1.1 都市計画公園の整備方針の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 未完成の都市計画公園のうち、既に用地を確保している区域（大門公園、大路公園、中央公園等）については、効果発現に向けて整備を図るとともに、長期未着手となっている区域については「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方（大阪府都市計画協会、2013（平成25）年6月）を参考に整備方針を検討し、必要に応じて都市計画の見直しを行います。 <p>施策 2.1.2 都市公園の管理方針の検討と公園施設の長寿命化に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要な都市公園について、地域の実情に応じたパークマネジメントプランを検討するなどにより、施設の維持管理・更新計画の策定に役立てていきます。 ● 本市の都市公園は、1965（昭和 40）年頃から整備してきたものが多く、開設後 30 年以上経過したものが約 8 割となっており、施設についても老朽化が進んでいます。公園施設の状況や利用実態等を踏まえ、長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、ライフサイクルコスト（LCC）を削減します。また、より効率よく事務を遂行できる体制づくりに努めます。 ● 都市公園施設については、定期的な点検により状態を把握し、損傷が大きくなる前に補修することで安全性を確保し、長寿命化を図ります。 ● 適切に公園施設を管理するためには、一定の財源が必要になるため、財源の確保策を検討していきます。 ● 都市公園等に対する市民ニーズの多様化に対応し、より効率的・効果的に公園を管理運営するため、指定管理者制度 ※ 等を活用して、民間活力による飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置やその収益を活用し、周辺の園路、広場等についても整備、改修等を一体的に行うことで、公園利用サービスの向上を図り、さらには管理運営経費の効率的運用につなげます。 <p>施策 2.1.3 地域の実情に合った公園整備の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな公園整備もしくは老朽化による施設更新を行う際は、地域の実情に合った魅力的な施設となるように、ワークショップ等の計画段階からの市民参加に努めます。また、都市公園条例に基づいたバリアフリー化を推進します。

- すでに供用されている公園についても、時代の変化によって整備当初からニーズが変わる場合があります。そこで、地域住民等の合意に基づきながら、利用状況に応じた公園施設の集約・再編、小規模公園の統廃合により、期待される機能の発揮に向けた検討を行います。
- 地域のニーズに応じて、健康遊具の設置を検討するなど、健康的なライフスタイルに寄与できる整備を進めます。

施策 2.1.4 神於山の都市公園（都市林）としての整備

- 神於山は、市街地のほとんどから遠望でき、遠足やハイキングの対象として市民に親しまれています。神於山を都市林として位置づけるよう検討するとともに、引き続き、二次林を活かして身近な自然に触れることのできる自然体験学習の場や里山レクリエーションの場としての整備を図ります。

施策 2.1.5 都市公園の多面的な利活用に向けた整備や情報発信

- 墓園をお墓参りの対象としてだけでなく、春の花見や秋の紅葉を楽しむ場としても活用を図ります。
- 公園の特徴を看板等でPRするなどして、市民が誇りに感じたり、愛着をもてるように努めます。また、公園内の歴史的遺産や樹木の名称等の情報発信にも努め、公園利用の促進を図ります。
- 広域避難場所として指定されている中央公園、浜工業公園、岸和田競輪場においては、災害等の緊急時に対応した「かまどベンチ」や、「マンホールトイレ」など防災機能の維持・増進を図ります。
- 公共還元型の収益施設（カフェ、レストラン等）の設置や民間事業者による公園リニューアル、公園内のPFI事業による都市公園の再生や活性化に努めます。

(4) 岸和田市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂版)

計画期間	平成 27 (2015) 年から令和 4 (2022) 年
目的	公共施設等の適正な整備と維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源の中で将来にわたって必要な整備と維持管理の両立を図る
役割	「第 4 次岸和田市総合計画」の下位に位置する計画であり、本市の公共施設等の基本的な方向性を示す
ビジョン に関する 主な施策	<p>第 II 章 公共施設等の現状と今後のマネジメントに係る基本方針</p> <p>5. 維持管理に係る基本方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>①計画的保全による長寿命化の推進</p> <p>②施設保有量の適正化</p> <p>③地域の特性やまちづくりと連動したマネジメントの推進</p> <p>④効果的・効率的な維持管理・運営の実現</p> <p>⑤ユニバーサルデザイン化の推進</p> <p>⑥脱炭素化に係る取組みの推進</p> <p>第 III 章 施設類型ごとの現状と今後の方針</p> <p>(3) 公園</p> <p>今後の方向性</p> <p>将来の都市のあり方や、近年の健康志向の増加等の社会的ニーズ、その他災害時の一時避難場所といった公園の持つ複合的な機能を捉え、岸和田市みどりの基本計画に基づき社会情勢や利用状況など地域の実情に応じて公園及び公園施設の集約、再編、統廃合により機能分担を図り魅力ある都市緑地整備を実施します。</p> <p>○施設管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に、構造物、遊具等毎に点検・診断を実施し、事故を未然に防止すると共に、施設の健全性の把握により、事前の修繕・改修による長寿命化を実施します。 ・ 公園美化ボランティア登録制度を推進し、市民と協働で公園管理を行うことにより、地域コミュニティの更なる活性化に寄与します。 <p>○コスト対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長寿命化や、予防保全型の管理を行う等、点検結果に基づいた計画的な施設管理を実施し、予算の平準化とともに、LCC の削減を行います。 ・ 耐久性の高い素材等、施設の長寿命化が実現できる新たな技術、材料、製品の活用を検討し、LCC の削減を図ります。 ・ 地域の実情に応じた公園機能の再編等により、施設の集約、更新等を進めます。

第2章 公園等を取り巻く現況と課題

1. 人口の特徴

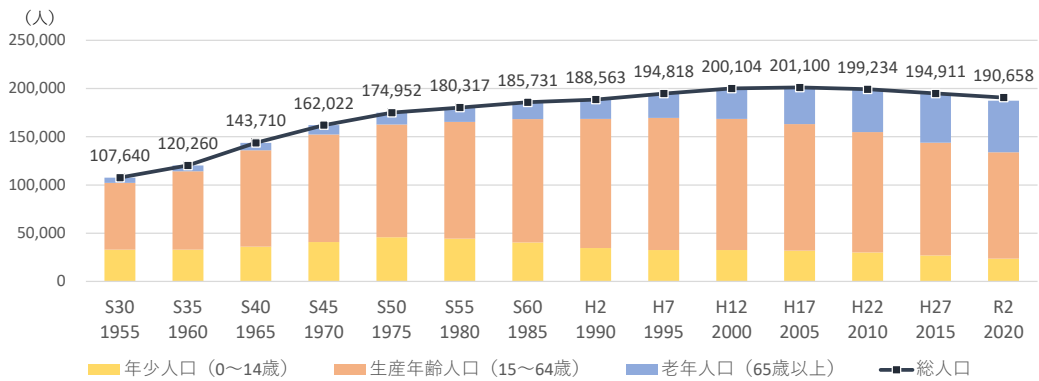
(1) 人口の推移

① 岸和田市の人口推移

人口は、平成17(2005)年以降、緩やかな減少と少子高齢化の傾向が続いています。

本市の人口は、昭和30年代の高度成長期から増加が加速し、平成17(2005)年には201,100人に達しました。その後人口は緩やかに減少し、少子高齢化の傾向が続いています。

図2.総人口の推移



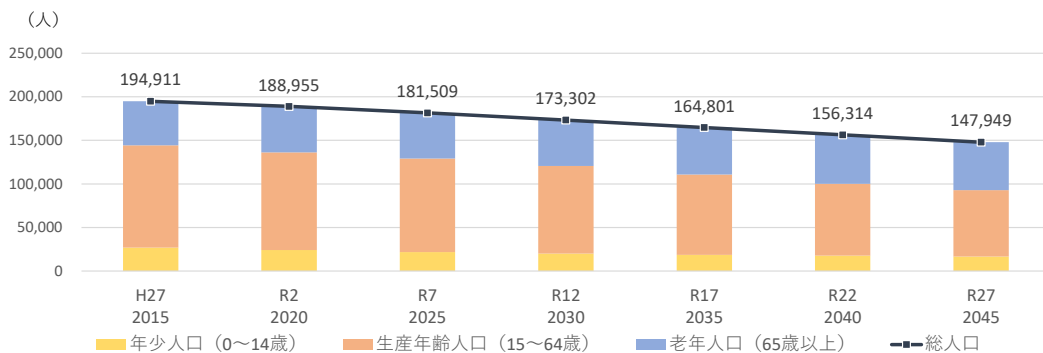
資料：国勢調査

② 岸和田市の将来人口推計

今後も人口は緩やかに減少し、少子高齢化の傾向が続くと予測されています。

国立社会保障・人口問題研究所の平成30(2018)年推計によると、本市の人口は緩やかに減少し、少子高齢化の傾向が続くと予測されています。

図3.将来人口推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」

(2) 地域別の人口増減

近年も光明等の一部地域では人口が増え、残る地域では人口が減っています。

地域（小学校区）別の人口増減では、平成12（2000）年から平成22（2010）年にかけての時期は、光明、八木北で15%以上の大幅な人口増加を記録し、太田、東光、城東、新条、旭の5地域で人口が増加しました。

平成22（2010）年から令和2（2020）年にかけての時期になると、光明は15%以上の大幅な人口増が継続しているものの、人口が増加しているのはほかに八木北、八木、常盤の3地域に限られ、増加率も小幅な値に留まっている一方、残りの地域では全て人口が減少しています。

また、地域（小学校区）別の将来人口推計においても、令和元（2019）年から令和40（2058）年にかけての期間に、人口が増加すると推計されるのは、24校区のうち光明、新条のわずか2校区で、残りの22校区は減少する見込みとなっています。

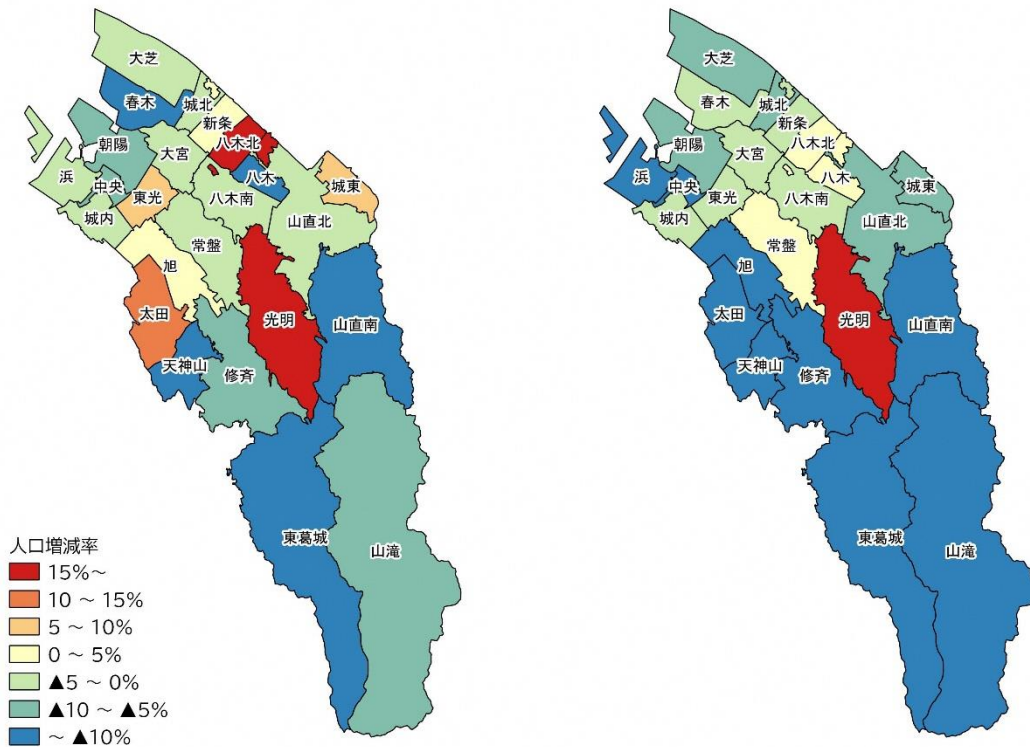
図4.地域別(小学校区)の人口増減

【校区別人口増減率

(平成12年→平成22年)】

【校区別人口増減率

(平成22年→令和2年)】



資料：国勢調査

2. 公園等の整備・管理状況

(1) 公園等の整備状況

① 公園等の整備状況

令和4(2022)年現在、310 箇所、181.36ha が整備され、本市の市民一人当り公園等面積は 9.12 m²/人となっています。

本市の公園等は、令和4(2022)年現在、310 箇所、181.36ha が整備されています。民間開発によって新設された公園の帰属もあり、市の管理する公園等の面積は年々増加しています。

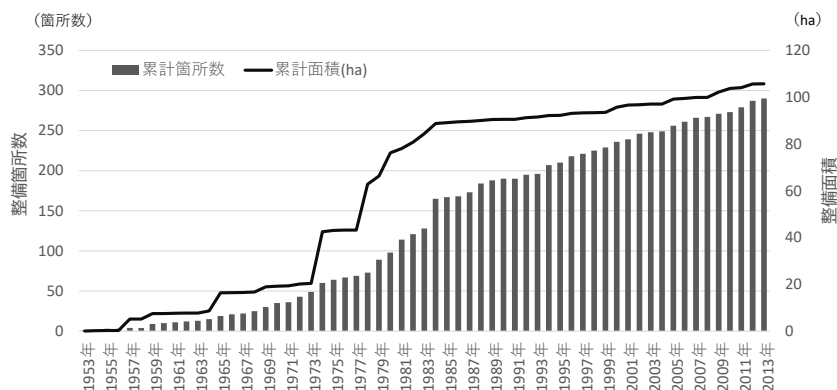
市民一人当りの公園等面積は 9.12 m²/人(注)で、岸和田市みどりの基本計画で目標とする 10.0 m²/人を下回っています。

注：開設面積 1,000 m²以上の箇所のみを対象としています。

表1. 本市の公園等整備状況

分類	設置者	種類・種別等		箇所数	面積(ha)
都市公園	岸和田市	住区基幹公園	街区公園	71	12.55
			近隣公園	11	14.03
			地区公園	3	9.28
		都市基幹公園	総合公園	2	22.76
			運動公園	0	0.00
		特殊公園	風致公園	2	19.46
			歴史公園	1	4.90
			墓園	1	16.02
			その他	0	0.00
				緩衝緑地	0
			都市緑地	39	10.36
		緑道	0	0.00	
		小計	130	109.36	
	大阪府	広域公園 (※蜻蛉池公園)	1	65.00	
		小計	131	174.36	
その他公園等	岸和田市	その他公園等	児童遊園	97	5.07
			ちびっこ広場	82	1.93
			小計	179	7.00
総計		※蜻蛉池公園を除いた場合	309	116.36	
		※蜻蛉池公園を含む場合	310	181.36	

図5. 本市の公園等整備箇所数・面積の推移

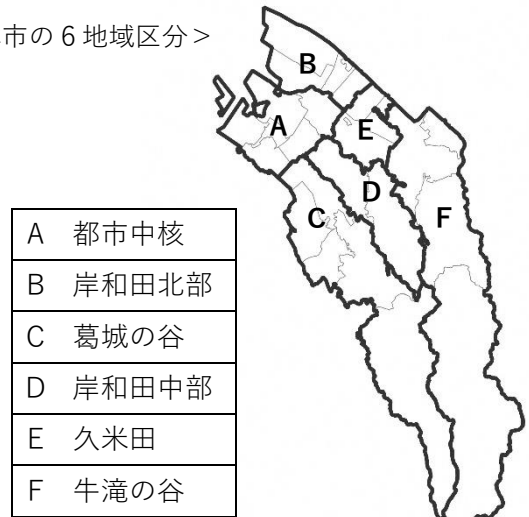


※蜻蛉池公園(大阪府営公園)は除く

表2.本市の6地域別の公園等整備状況

地域名		A 都市中核	B 岸和田北部	C 葛城の谷	D 岸和田中部	E 久米田	F 牛滝の谷	
基礎 データ	公園等箇所数	60	36	87	49	40	38	
	①公園等面積 (㎡) ※1000㎡以上	443,429	32,791	331,661	743,225	60,057	143,508	
	②公園等面積 (㎡) ※1000㎡未満含む	469,602	43,685	359,552	755,536	65,521	152,433	
	③人口 (2020)	46,560	34,957	32,111	20,906	32,694	23,430	
一人当り 公園等 面積 (㎡)	①÷③ 1000㎡以上のみ	9.52	0.94	10.33	35.55	1.84	6.13	
	②÷③ 1000㎡未満含む	10.09	1.25	11.20	36.14	2.00	6.51	
誘致圏 カバー 状況	全域	⑦総面積(ha)	782	604	2,074	745	386	2,716
		⑤誘致圏内 面積(ha)	697	329	439	685	379	913
		⑤÷⑦ 誘致圏 カバー率	89.1%	54.5%	21.2%	91.9%	98.3%	33.6%
	うち 市街化 区域 のみ	④総面積(ha)	751	502	387	372	386	443
		⑦誘致圏内 面積(ha)	675	329	298	324	379	421
		⑦÷④ 誘致圏 カバー率	89.8%	65.5%	76.9%	87.1%	98.3%	95.1%
誘致圏 延べ 面積	全域	⑧誘致圏 延べ面積(ha)	1,418	611	770	1,124	1,217	1,534
		⑧÷⑦ 延べ面積 割合	181.3%	101.1%	37.1%	150.8%	315.4%	56.5%
	うち 市街化 区域 のみ	⑨誘致圏 延べ面積(ha)	1,395	611	610	738	1,217	913
		⑨÷④ 延べ面積 割合	185.8%	121.6%	157.4%	198.7%	315.4%	206.2%

<本市の6地域区分>



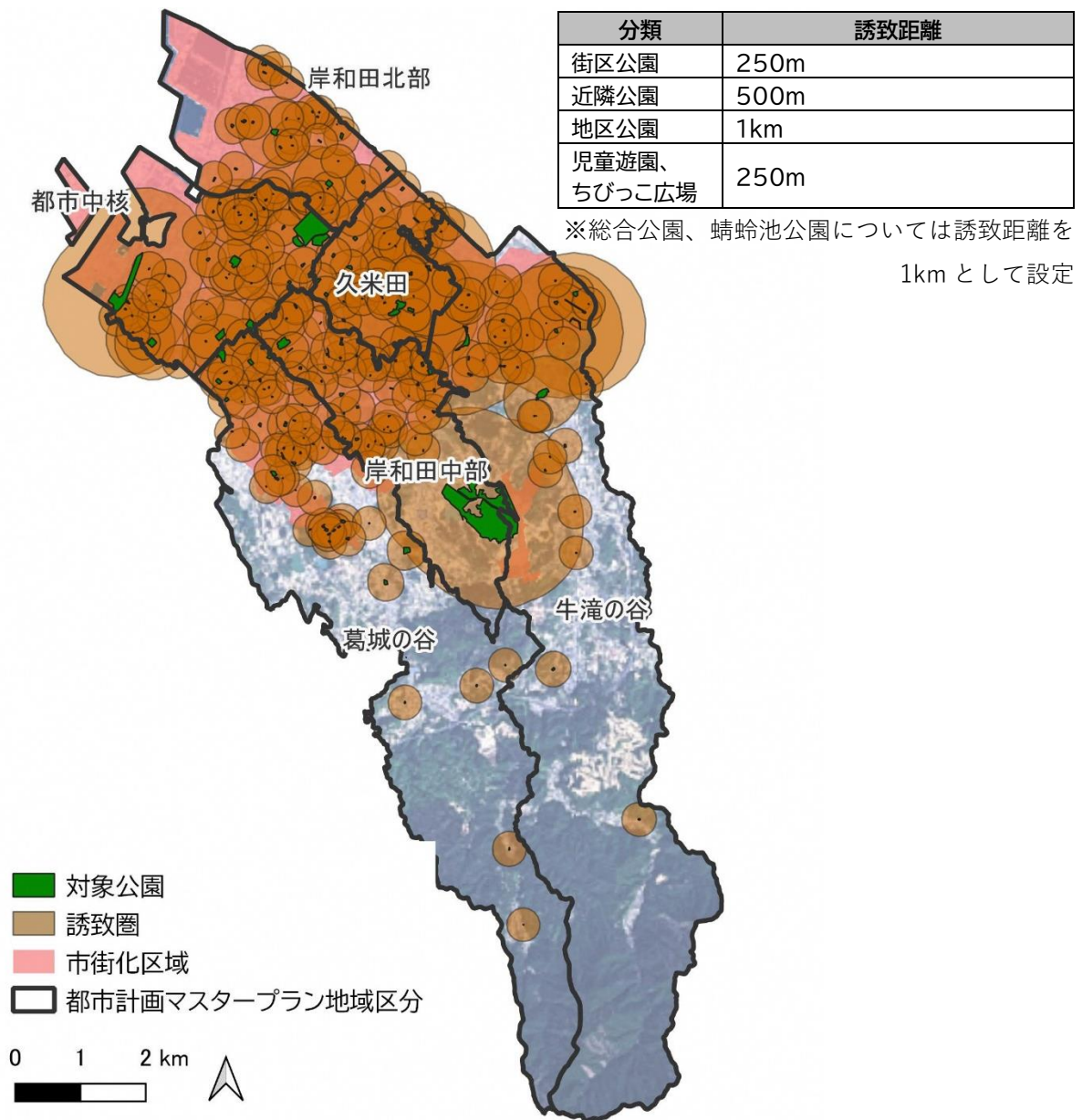
② 誘致圏の分布状況

地域によって、誘致圏が密に多重に分布する箇所もあれば、市街地においても誘致圏にカバーされていない箇所もあります。

公園等の誘致圏は、各公園等を利用する地理的範囲の目安となるもので、一般に公園等の規模や機能に比例した距離により設定されます。

本市の公園等の誘致圏は、市域全体の約 52%の範囲をカバーし、市街化区域に限定すると区域全体の約 89%の範囲をカバーしています。JR 阪和線より海側を中心に公園等の誘致圏が何層にも重なり密集するところがある一方、大芝、春木、常盤、太田等の地域では部分的に誘致圏にカバーされていない箇所があります。

図6.誘致圏の分布状況



※背景の空撮画像は国土地理院写真

③ 公園機能の配置状況

公園施設の中には、多くの公園等に共通して設置されていることで、公園等の機能の画一化や公園間の機能の重複につながっているところもあり、公園等の機能とニーズのギャップにより、利用の少ない公園等も出てきています。

公園等に設置されている公園施設の中には、滑り台やブランコ、砂場（注）、ベンチ、休憩所などのように多くの公園等に共通して設置されている施設があります。

それらの施設は、公園の機能を構成する標準的な施設である反面、ともすれば機能の画一化や公園間の機能の重複につながることもあります。また、少子高齢化等に伴いニーズの変化が生じたことで、公園等の機能とニーズのギャップにより、利用の少ない公園等も出てきています。

注：平成5（1993）年の都市公園法改正以前、現在の街区公園が「児童公園」と称されていた時代には、児童公園に滑り台やブランコ、砂場の設置が義務づけられてきたため、こんにちも多くの公園で設置されています。そのため、滑り台やブランコ、砂場は「三種の神器」と呼ばれることがあります。

図7.三種の神器のある公園の分布

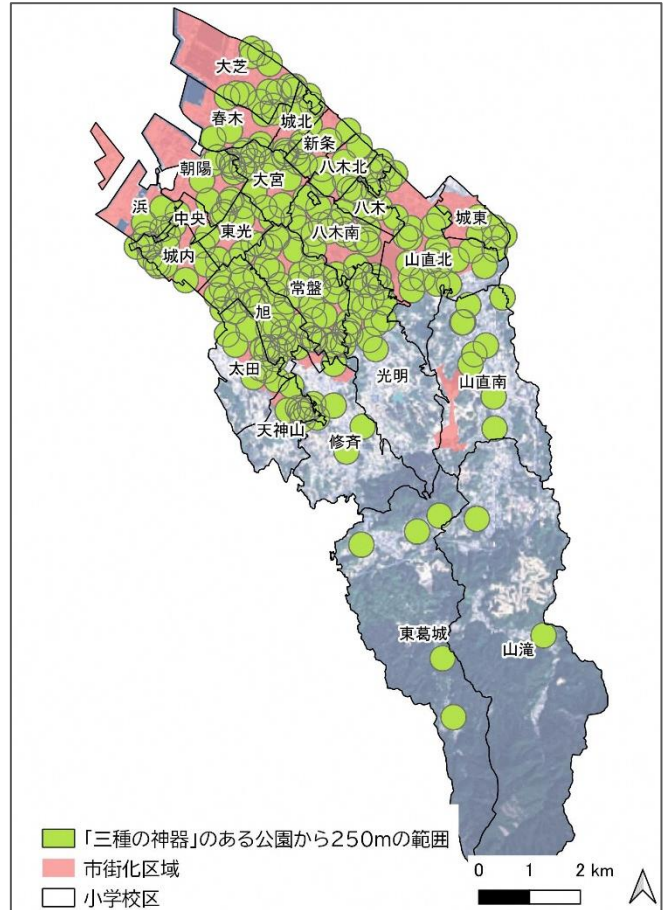
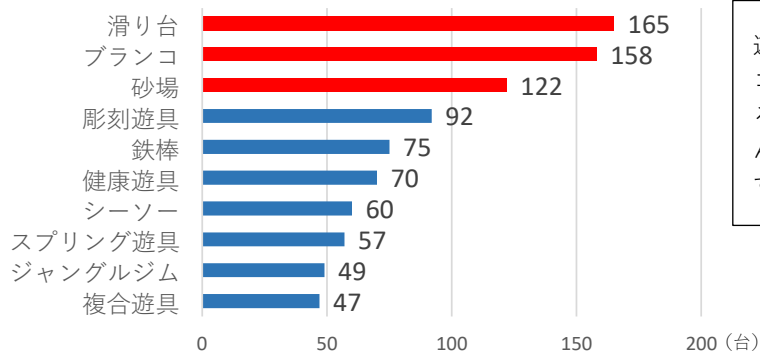


図8.遊具の設置基数(上位 10 種)



遊具の設置基数上位3種である滑り台、ブランコ、砂場は、他の遊具と比べ多く設置されていることもあり、子どもたちになじみが深く、こんにちでも多くの子ども達に利用されています。

※「健康遊具」とはストレッチや軽い運動など、体を鍛えることや健康づくりを目的とした大人用の遊具（器具）で、遊具の一種に位置づけられます。

(2) 未整備公園の現状

未整備の都市計画公園・墓園は 29 箇所、約 130ha あり、いずれも計画決定後 50 年以上経過しています。

現在、本市の都市計画公園・墓園は 56 箇所、約 209ha が計画決定されていて、これまでにその全域または一部区域が整備済みの都市計画公園・墓園は 45 箇所、約 78ha あり、面積当たりの整備率は約 37%という状況です。

一方、未整備の都市計画公園・墓園は 29 箇所、約 130ha あります。これら未整備公園の都市計画決定後の経過年数は、いずれも 50 年を超えていて、市街地内など整備実現が困難な計画地では、長期間にわたり建築制限が課されていることとなります。

計画決定後の長い年月の経過により、社会情勢や公園に対するニーズが変化しているところもあるため、未整備公園について、みどりの基本計画と整合を図りつつ、地域の特性を踏まえながら、公園の必要性や代替可能性、整備の実現性などについて検討を行います。

表3.都市計画公園・墓園の整備状況

分類	計画決定		整備済み(全面・一部供用)		未整備(一部供用・未着手)	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市計画公園	55	181.04	44	54.74	28	126.30
都市計画墓園	1	28.10	1	24.22	1	3.88
合計	56	209.14	45	78.96	29	130.18

※蜻蛉池公園（大阪府営）は除く

表4.計画決定後経過年数別の整備状況

計画決定後 経過年数	計画決定		整備済み(全面・一部供用)		未整備(一部供用・未着手)	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
30年未満	1	0.11	1	0.11	0	0.00
30～50年	22	4.61	22	4.61	0	0.00
50～70年	25	122.83	16	61.10	23	61.73
70年以上	8	81.59	6	13.14	6	68.45
合計	56	209.14	45	78.96	29	130.18

※蜻蛉池公園（大阪府営）は除く

■ 都市計画公園とは

都市公園のうち、将来に向けた都市づくりを計画的に進めていくための、根幹的な都市施設として、都市計画決定したものが都市計画公園です。

都市計画公園の計画地には、都市計画法第 53 条により建築制限が課せられますが、都市計画公園の中には、用地取得の困難などにより整備を進めることができないところもあります。また、社会情勢の変化から求められる公園機能などにも変化が見られています。

そのため、整備実現が困難な箇所では、長期にわたりこのような制限をかけ続けていることが全国的な課題となっていて、都市計画公園の必要性や役割の見直しが求められています。

(3) 公園等の維持管理状況

多くの公園等で、指定管理者制度、町会など市民協働の取組による維持管理を行っています。

本市の公園等は、一部のちびっこ広場を除くと、指定管理者制度を導入し、民間事業者の創意工夫を活用した効率的・効果的な維持管理を行っています。また、指定管理者による維持管理と並行し、町会や市民ボランティア等が参加する市民協働の取組による、公園等の清掃や除草、花の植付等の活動のほか、活動を通じた地域のコミュニティづくりが行われています。

表5.公園等の維持管理状況

分類		維持管理手法		
		全体	うち指定管理者制度	うち町会等市民協働
都市公園	都市計画公園	44 (100%)	44 (100.0%)	34 (77.3%)
	その他都市公園	85 (100%)	85 (100.0%)	51 (60.0%)
	都市公園小計	129 (100%)	129 (100.0%)	85 (65.9%)
その他公園	児童遊園	97 (100%)	97 (100.0%)	84 (86.6%)
	ちびっこ広場	82 (100%)	72 (87.8%)	58 (70.7%)
	その他公園小計	179 (100%)	169 (94.4%)	142 (79.3%)
合計		308 (100%)	298 (96.8%)	227 (73.7%)

※蜻蛉池公園（大阪府営公園）を除く

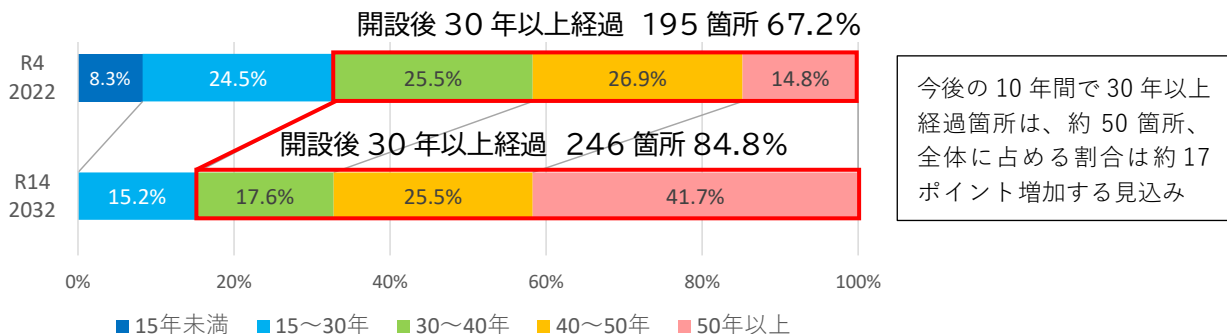
(4) 公園等の老朽化状況

開設後の経過年数 30 年以上の箇所が全体の 67%にのぼり、老朽化の進行が課題となっています。

本市の公園等は、昭和 55（1980）年から平成 12（2000）年にかけて整備された箇所が多く、令和 4（2022）年現在、開設後の経過年数 30 年以上の公園等の箇所数は、全体の 67%にのぼります。さらに 10 年後の令和 14（2032）年には、経過年数 30 年以上の箇所数は全体の 84%にまで達することが見込まれます。開設後、長い期間にわたり利用されてきた公園等の顕著な老朽化への対応が課題となっています。

図9.本市の開設後経過年数別の箇所数

上:令和4(2022)年現在の状況、下:10年後(令和14(2032)年)の状況



(5) 公園等の整備・管理費の推移

公園等の老朽化に伴い、施設の整備や管理に要する経費は増加する傾向にあり、財政負担が拡大しています。

公園施設の使用期限は種類・使用部材により異なりますが、多くの施設は15～30年となっています。一方、前項のように、本市の公園等は開設後の経過年数が30年以上の箇所が全体の約67%にのぼり、さらに今後の10年間で一層の老朽化が進行することが見込まれます。

施設の老朽化に伴い、安全性と機能の維持に必要な修繕費等の増加は避けられません。また、使用期限を超えた老朽化施設の一斉更新や大規模施設の更新が必要な状況となっていて、大きな財政負担への対応が課題となっています。

図10.都市公園の修繕費の推移
H24(2012)年～R3(2021)年の決算額

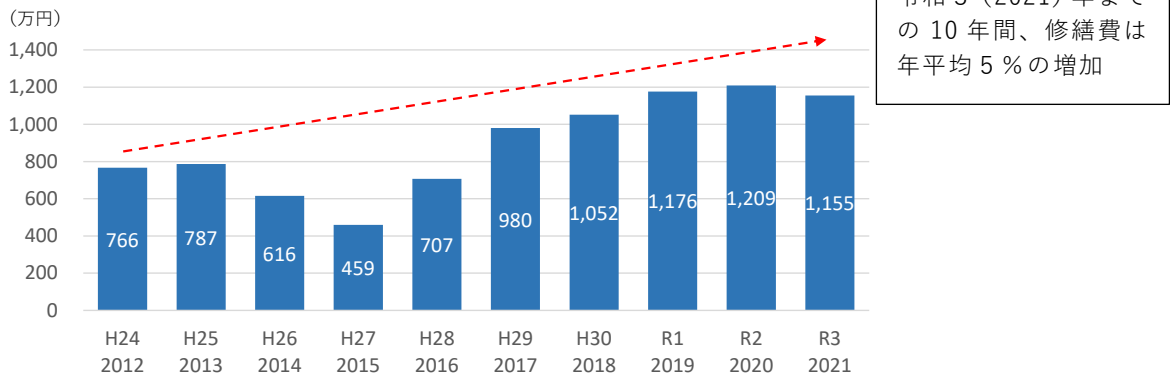
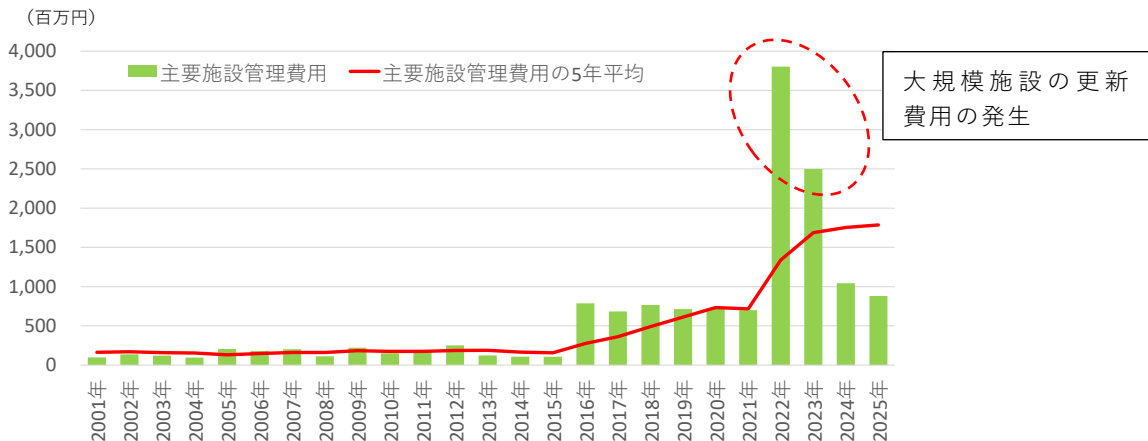


図11.都市公園主要施設の更新費等の推移
H11(2001)年～R7(2025)年の実績及び推計



※対象施設は主に遊具、トイレ、休憩所、プール、テニスコート等です。
 ※「5年平均」は各年次の主要施設管理費の前5年間の平均値を意味します。

(6) 公園等の利用状況

① ビッグデータを活用した調査概要

公園等の利用者数など利用状況を把握するため、スマートフォンなど携帯端末の位置情報によるビッグデータを活用し、本市の各公園等の利用状況調査を行いました。

原則、常時開放され、市内に多数ある公園等の利用状況の把握は、容易なことではありません。ここでは、スマートフォンなど携帯端末の位置情報によるビッグデータを活用する効率的な方法により、本市の各公園等の利用状況調査を行いました。

表6.ビッグデータによる公園利用状況調査の概要

調査範囲	岸和田市全域
調査期間	令和3(2021)年10月から令和4(2022)年7月のうち4季合計16日間(※1)
データの特徴	特定アプリ使用時のスマートフォン携帯端末の位置(緯度経度)、時間、年齢層、100mメッシュ単位推定居住エリアなど(※2)
分析方法	ビッグデータの位置情報と各公園等の区域データを重ね合わせして、公園等の区域内の滞在者数を抽出し、1日当たりの公園利用者数を推計しています。さらに、1日当たりの公園利用者数をもとに、1年間の公園利用者数を推計しました。

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態措置、まん延防止等重点措置の実施期間を除き、当日の天気が晴天で、市内で大規模なイベント等が開催されていない日を選定しています。

※2 位置情報活用の許諾を得た携帯端末の位置情報(個人情報秘匿化処理済み)によるビッグデータを活用しています。

図12.ビッグデータの見本

ある1日の中央公園の利用者位置情報(図中の赤い点が利用者の位置を示します)



※背景の空撮画像は国土地理院写真

② 分析結果の概要

本市の公園等は年間延べ約674万人に利用されていると推定できます。地域の環境や公園等の特性などにより、利用の多い公園と少ない公園があると考えられます。

ビッグデータを活用した分析結果では、本市の公園等全体の利用者数は、1日平均で約1万8千人、1年間で延べ約674万人にのぼることが見込まれます。

公園等の中で利用の多い公園、少ない公園があり、市内の公園のうち最も利用の多いのは中央公園で、次いで浜工業公園、春木川緑道、千亀利公園など規模の大きな公園や市民に身近に利用されている公園が上位に並んでいます。

利用の多い公園は、本市全体のにぎわいの拠点や地域の活性化の拠点としての潜在可能性をもちます。一方、利用の少ない公園は、地域のニーズに対応した公園づくりを行うことやより地域に役立つ公園以外の公共施設や地域の資源として有効活用することが重要となります。

表7.公園種別別の平均利用者数（1日の平均利用者数が多い順）

公園種別	箇所数	1日の平均利用者数(人)	年間の利用者数(人)
歴史公園	1	1,104	402,960
墓園	1	941	343,465
地区公園	2	875	319,375
総合公園	3	850	310,493
近隣公園	7	233	85,201
都市緑地	39	87	31,895
風致公園	2	57	20,805
街区公園	77	52	19,017
児童遊園	96	18	6,646
ちびっこ広場	76	16	5,907
全体 平均	304	60.8	22,203
全体 合計		18,493	6,749,945

表8.利用の多い公園等 上位10箇所

順位	公園名	種別	開設面積(m ²)	1日の平均利用者数(人)	年間の利用者数(人)
1	中央公園	総合	190,600	2,005	731,825
2	浜工業公園	地区	86,200	1,709	623,785
3	春木川緑道	都市緑地	31,100	1,469	536,185
4	千亀利公園	歴史	49,000	1,104	402,960
5	流木墓園	墓園	160,200	941	343,465
6	久米田公園	総合	37,000	443	161,695
7	牛之口公園	近隣	18,000	441	160,965
8	宮の池公園	近隣	19,800	321	117,165
9	南公園	近隣	13,400	286	104,390
10	包近公園	近隣	18,000	275	100,375

図13.各公園等の推定利用者数(日平均)



3. 公園等に関する市民ニーズ

(1) 調査概要

公園等の利用状況や今後の公園のあり方に対する市民ニーズを把握するため、アンケート調査(来園者アンケート、郵送アンケート)を実施しました。

本市の公園等の利用状況や今後の公園のあり方に対する市民ニーズについて把握するため、下記のアンケート調査を実施しました。

■ 調査方法

来園者アンケートと郵送アンケート

■ 調査時期

来園者アンケート：令和4（2022）年9月24日から10月3日まで

郵送アンケート：令和4（2022）年11月2日から11月30日まで

■ 調査項目

- 公園等の利用状況（利用頻度、最もよく利用する公園、交通手段・所要時間 など）
- 公園等の望ましい使い方（小規模公園、大規模公園それぞれについて）
- 公園等まで徒歩移動する際の移動許容時間
- 今後の公園等の整備・管理についての考え
（利用状況に応じた整備・管理水準、公園等の特徴づけ、利用の少ない公園の将来的な用途、財政負担増加への対応、民間活力の導入方法）
- 回答者情報（年齢層、居住地域（小学校区））

■ 有効回答数

合計 331 票（内訳：来園者アンケート 175 票、郵送アンケート 156 票）

表9.アンケートによる市民ニーズ調査の概要

調査方法	実施時期	概要
来園者アンケート	令和4(2022)年9月 24 日から 10月3日までの期間に調査実施	本市の公園等の来園者を対象にした、聞き取りによるアンケートを実施。 有効回答数 175 票
郵送アンケート	令和4(2022)年 11 月2日から 11月30日までの期間に調査実施	無作為抽出した 15 歳以上の市民 500 名にアンケート票を郵送し調査を実施。 有効回答数 156 票（有効回答率 31%）

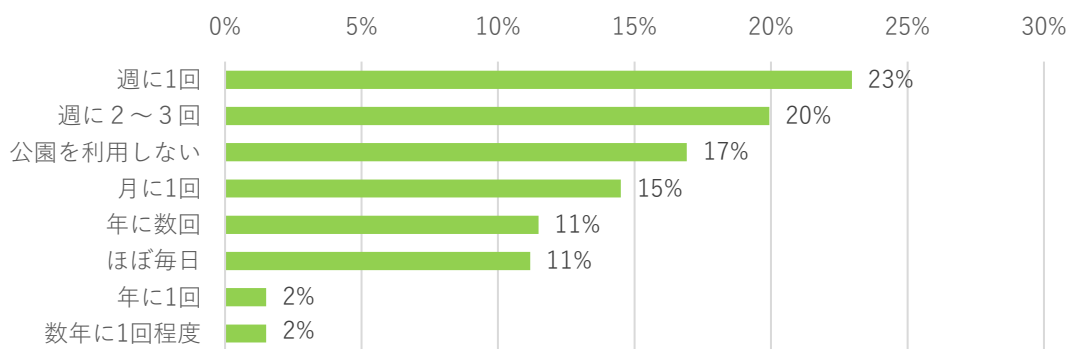
(2) アンケート調査の結果概要

岸和田市の今後の公園のあり方(22 頁以降)については、「公園ごとに特徴づけを行う方がよい」というご意見や、利用の少ない公園の将来的な用途、民間事業者による施設の整備・活用、イベント開催を求めるといったご意見の割合は高くなっています。一方、利用状況に応じた整備・管理水準、財政負担増加への対応については、市民の間で意見が分かれる状況です。

■公園の利用状況

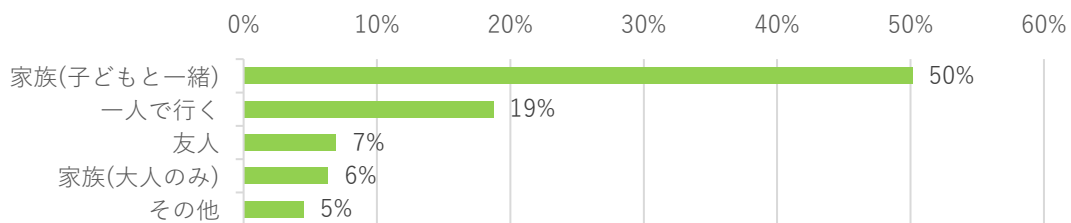
① 公園の利用頻度（単一回答）

公園の利用頻度は、「週に1回」という回答が最も多く、次いで「週に2～3回」、「公園を利用しない」が多くなっています。



② 公園利用時の同行者（単一回答）

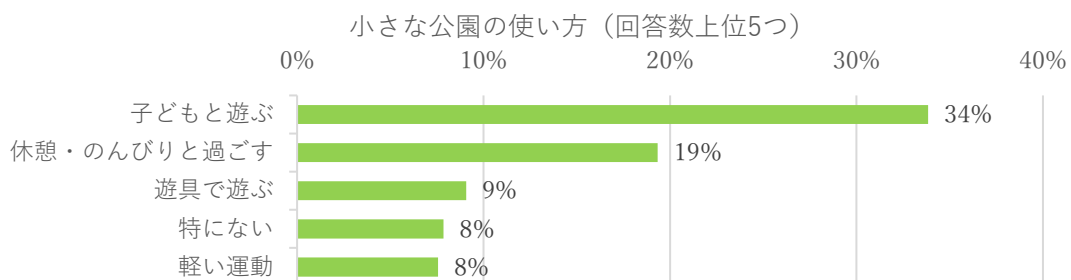
公園を利用する時の同行者は、「家族（子どもと一緒に）」という回答が最も多くなっています。



■公園の使い方

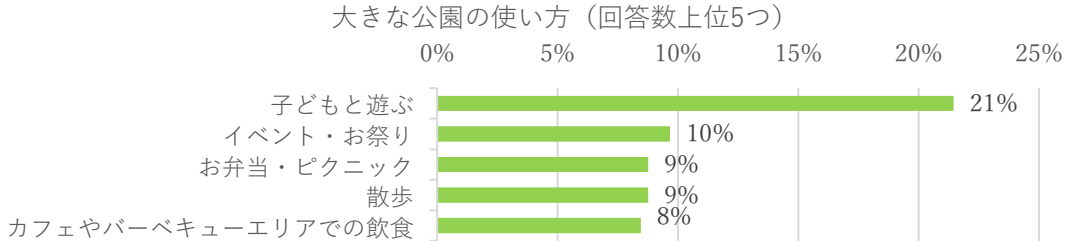
① 小さな公園の使い方（複数回答）

まちかどの小さな公園の使い方は、「子どもと遊ぶ」という回答が最も多く、次いで「休憩・のんびりと過ごす」が多くなっています。



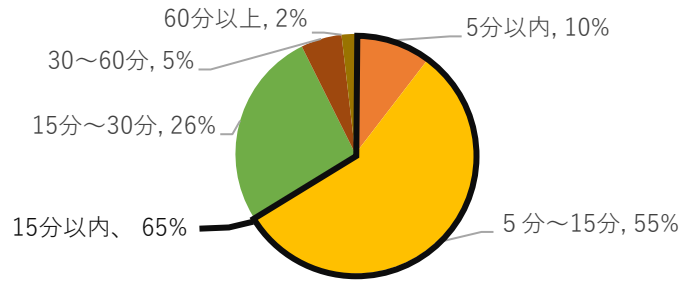
② 大きな公園の使い方（複数回答）

中央公園など大きな公園の使い方は、小さな公園の使い方と同様、「子どもと遊ぶ」という回答が最も多いものの、それ以降は「イベント・お祭り」、「お弁当・ピクニック」などが多くなっています。



③ 使いたい公園まで歩いていくことのできる時間（単一回答）

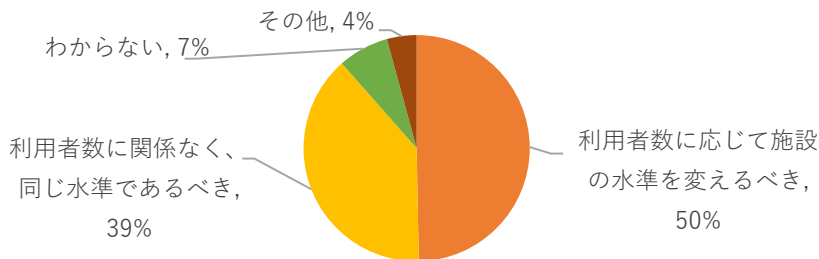
「5分～15分」という回答が最も多く、「5分以内」を加えると「15分以内」という回答が65%になります。



■ 岸和田市の今後の公園のあり方

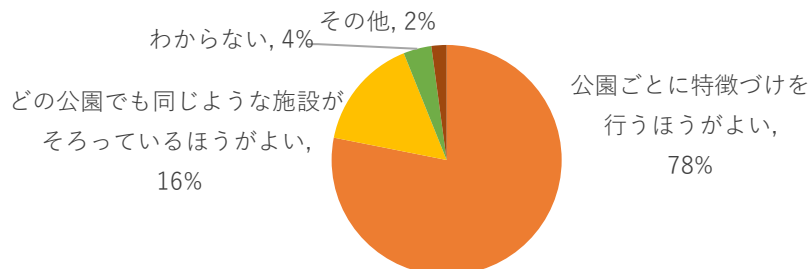
① 利用状況に応じた整備・管理水準（単一回答）

利用者数に応じ公園の整備・管理水準を変えるという考え方について、「利用者数に応じて施設の水準を変えるべき」という回答が最も多く、全体の半数を占めています。



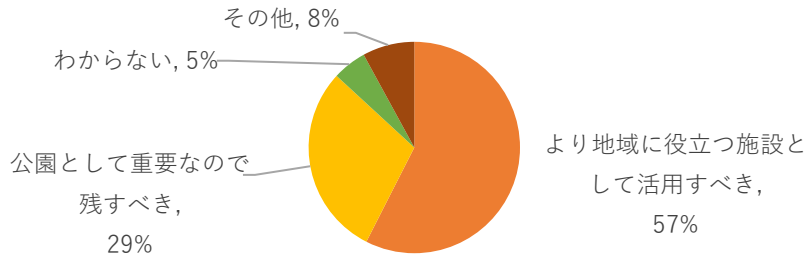
② 公園等の特徴づけ（単一回答）

公園ごとに特徴のある施設を置くという考え方については、「公園ごとに特徴づけを行うほうがよい」という回答が全体の78%にのびます。



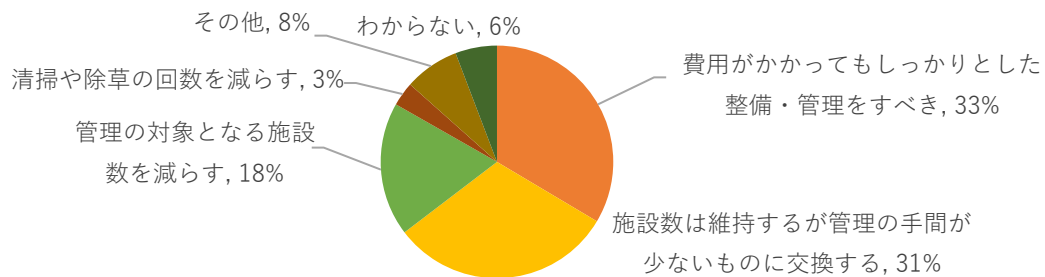
③ 利用の少ない公園の将来的な用途（単一回答）

普段ほとんど利用されていない公園についての考え方は、「より地域に役立つ施設として活用すべき」という回答が全体の57%にのびります。



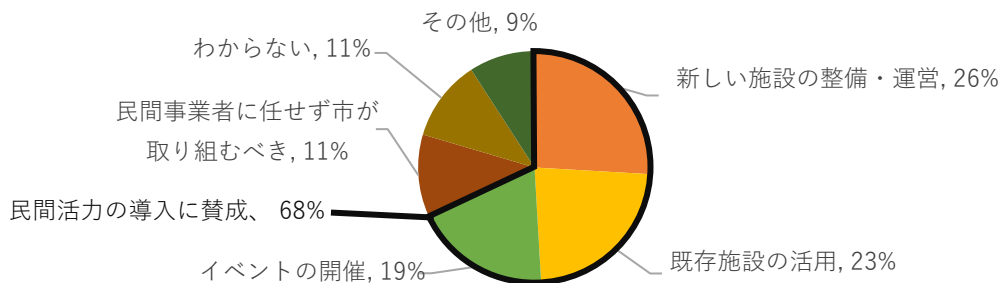
④ 財政負担増加への対応（単一回答）

年々増加傾向にある管理費負担への対応についての考え方は、「費用がかかってもしっかりと整備・管理をすべき」という回答が最も多いものの、「施設数を維持するが管理の手間が少ないものに交換する」という回答と回答数は拮抗し、「管理の対象となる施設数を減らす」という回答も少なくないことから、市民の間で多様な考えがあることがうかがえます。



⑤ 民間活力の導入方法（単一回答）

公園の整備・運営への民間活力の導入についての考え方は、「新しい施設の整備・運営」が最も多く、次いで「既存施設の活用」、「イベント開催」の順になっていて、これら「民間活力の導入に賛成」される回答の合計は68%になります。



4. 課題の整理

本市の公園等を取り巻く現況と課題は次のように整理することができます。

■ 公園等を取り巻く現況

(1) 人口の特徴

- 平成17(2005)年以降続く緩やかな人口減少と少子高齢化の傾向は、今後も将来にわたり続くと予測されています。
- 近年の人口増減傾向は、一部地域では増加傾向にあり、ほかの地域では減少傾向にあるなど、必ずしも一様ではありません。

(2) 公園等の整備・管理状況

- 合計310ヶ所、124.40haの公園、緑地を開設しています。(児童遊園等を含む。府営蜻蛉池公園は除く)
- 開設後30年を経過した都市公園は全体の67%にのぼり、今後施設の老朽化の進行が見込まれます。
- 市民一人当りの公園等面積は市域全体が9.29㎡(目標値10㎡)、市街地のみが4.05㎡(目標値5㎡)は、目標値に到達していない状況です。ただし、大阪府内では上位の整備水準にあります(大阪府全体6.75㎡/人)。
- 地域により、誘致圏が密に分布する箇所もあれば、市街地においても誘致圏にカバーされていない箇所もあります。
- 公園施設の中には、多くの公園等に共通して設置されていることで、機能の画一化や重複につながっているところがあります。
- 未整備の都市計画公園・墓園は29箇所、約130haあり、いずれも計画決定後50年以上経過しています。
- 公園等の老朽化に伴い、施設の整備や管理に要する経費は増加傾向にあり、財政負担が拡大してきています。

(3) 公園等の利用状況

- 地域の環境や公園等の特性などにより、利用の多い公園と少ない公園があると考えられます。
- 中央公園や浜工業公園など利用の多い公園は、本市の賑わいの拠点や地域の活性化の拠点としての潜在可能性をもちます。
- 一方、利用の少ない公園は、地域のニーズに対応した公園づくりを行うことや、より地域に役立つ公園以外の公共施設や地域の資源として有効活用することが重要となります。

(4) 公園等に関する市民ニーズ

- 「公園ごとに特徴づけを行う方がよい」というご意見や、民間事業者による施設整備、イベント開催を求めるとご意見の割合は高くなっています。
- 一方、利用状況に応じた公園の整理・管理水準の設定、財政負担増加への対応方法については、市民の間で意見が分かれる状況です。

■ 主な課題

課題1. 社会情勢等の変化への対応

- 少子高齢化や地球環境問題の進行など公園緑地を取り巻く社会情勢の変化に対応し、本市では総合計画において、公園等の管理・運営などを通じ「豊かな自然を未来につなぐ」ことを基本目標の一つに定めています。また、国では、都市公園の柔軟な管理運営のあり方について、新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とすることなど様々な戦略が提言されています。これらを踏まえ、今後の社会情勢を見据えながら、限られた財源と人員のなか公園緑地の効果効用を發揮し、市民が安心して利活用ができる公園づくりに取り組む必要があります。

課題2. 公園等の再編

- 地域によって、公園等が密に分布する箇所や疎らな箇所、公園等の機能が重複する箇所があります。地域の実情や利用状況などを踏まえ、公園等の再編・適正配置を行う必要があります。

課題3. 公園の管理水準の向上に向けた施設の老朽化対策や安全・安心な公園づくり

- 施設の老朽化、公園樹の大径化等が進行しています。拡大する財政負担に対応しながら、施設や公園樹の安全性や機能を確保し、公園の管理水準の向上に取り組む必要があります。

課題4. 長期未整備の都市計画公園の取り扱い

- 計画決定後長期間にわたり、未整備状態となっている都市計画公園・墓園について、都市計画の見直しや整備の実現に取り組む必要があります。

課題5. 公園の賑わいと効果的な利活用を図るための民間活力の導入

- 行政単独の取組には限りがあり、指定管理者制度や Park-PFI 制度等の導入を通じ、民間事業者のもつ良質なノウハウや資金を活用するほか、市民が主役となった公園等の利活用・管理をより一層推進する必要があります。

第3章 めざす将来像と取組方針

前章において整理を行いました公園等を取りまく現況と課題を踏まえ、下記のめざす将来像、基本方針を定めます。

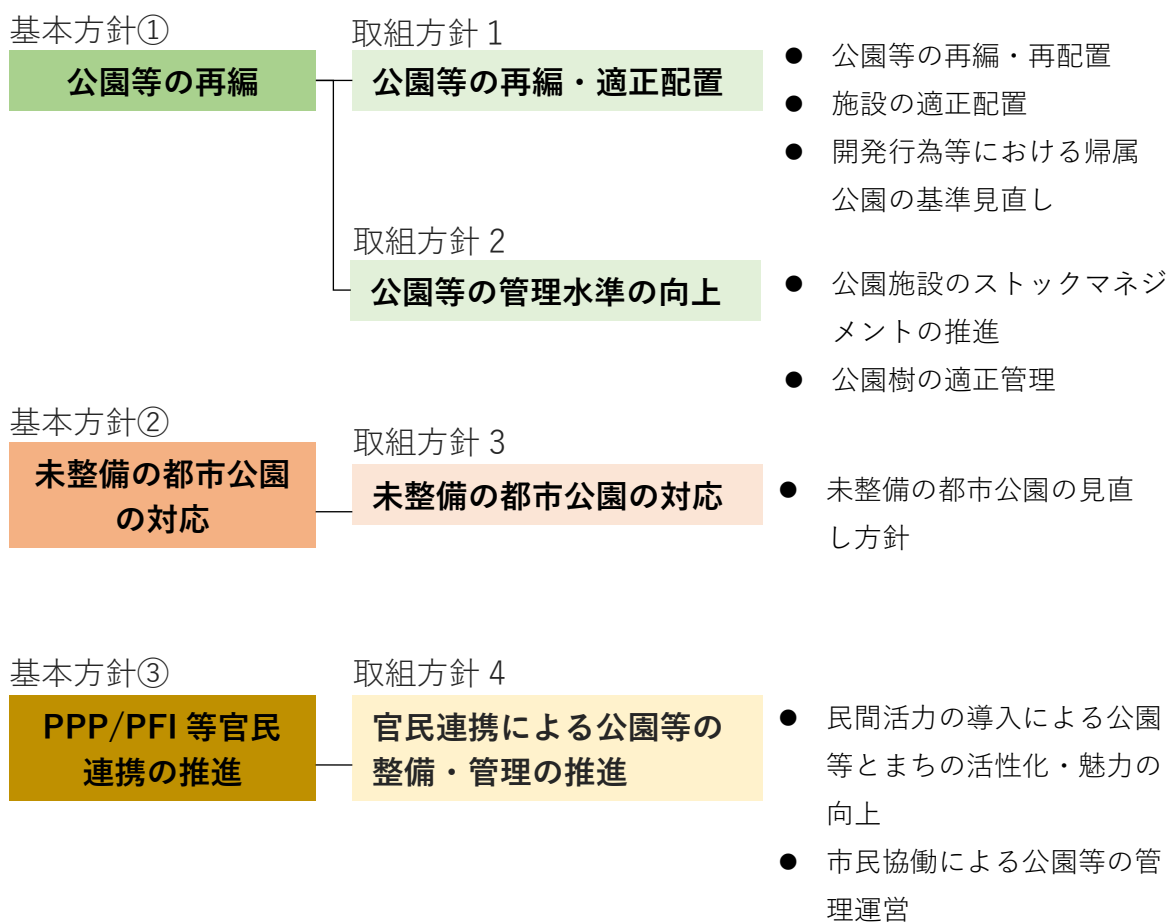
1. めざす将来像

ビジョンでは、以下の将来像の達成を目標とします。

「居心地がよく、人々の交流と笑顔あふれる公園緑地を目指して」

2. 基本方針

前章の現況と課題を踏まえ、めざす将来像の実現に向けた基本方針を示します。



第4章 取組方針

取組方針 1 公園等の再編・適正配置

(1) 公園等の再編・再配置

公園等の充足状況、地域の実情等を踏まえ、公園等の必要性が高い地域では未整備公園の整備推進や代替施設の確保を、公園等が充足している地域では機能の再編や施設の適正配置等を行い、市民の身近な公園等の魅力向上の取組を進めます。

本市では、市街化区域においても、地域によって公園等が密に分布する箇所、誘致圏によりカバーされていない箇所があり、配置バランスの改善を図ることが重要です。公園等の配置現況のほか、地域の特性や都市計画公園の決定状況、公園等を代替しうる施設の所在などの状況を踏まえ、優先性の視点も加味しながら、市民の身近な公園等の適正配置を検討します。

○新規整備・代替施設の確保に向けた方針

- ・ 未整備の都市計画公園の優先性等を加味した整備の推進
- ・ 低未利用地の活用や開発提供公園の設置、市民緑地認定制度による代替施設の確保

○公園機能の再編等による公園等の有効活用に向けた方針

- ・ 公園機能の再編を通じた特色ある公園づくりの推進
- ・ 機能再編に対応した公園施設のリニューアルや集約
- ・ 公園等の利便性、まちの魅力向上につながる公園等の管理水準の向上

◆身近な公園等の配置方針

1) 公園等の必要性が高い地域への対応

公園等の誘致圏のまとまった空白箇所など、公園等の必要性が依然高い地域については、未整備の都市計画公園の整備推進や、低未利用地の活用、開発提供公園の設置、市民緑地認定制度による代替施設の確保など可能な手段を用い、公園等の設置や代替施設の確保を図ります。

・ 未整備の都市計画公園が位置づけられている場合など

→未整備公園の必要性や実現可能性等を踏まえ、優先性を評価のうえ、未整備公園の整備計画の推進を図ります。

・ 未整備の都市計画公園が位置づけられていない場合など

→公共用地やまちなかの空地・空家等の低未利用地を活用した公園等の整備、民間による開発行為に伴う開発提供公園の設置、市民緑地認定制度等による民有緑地の活用など、公園等の設置や代替施設の確保を図ります。

2) 公園等が充足している地域への対応

誘致圏により地域が広くカバーされ、公園等が密に分布している地域は、すでに公園等が整備され、需要に対し充足した状態です。このような地域については、地域の実情に応じた公園機能の再編、公園施設の適正配置、管理水準の向上等を通じ、既存の公園等の有効活用を図り、まちの魅力を高める公園づくりを進めます。

・ **公園機能の再編**

→拠点となる公園、特色を強める公園などの位置づけを整理し、地域の実情に応じた「特色ある公園づくり」を図ります。

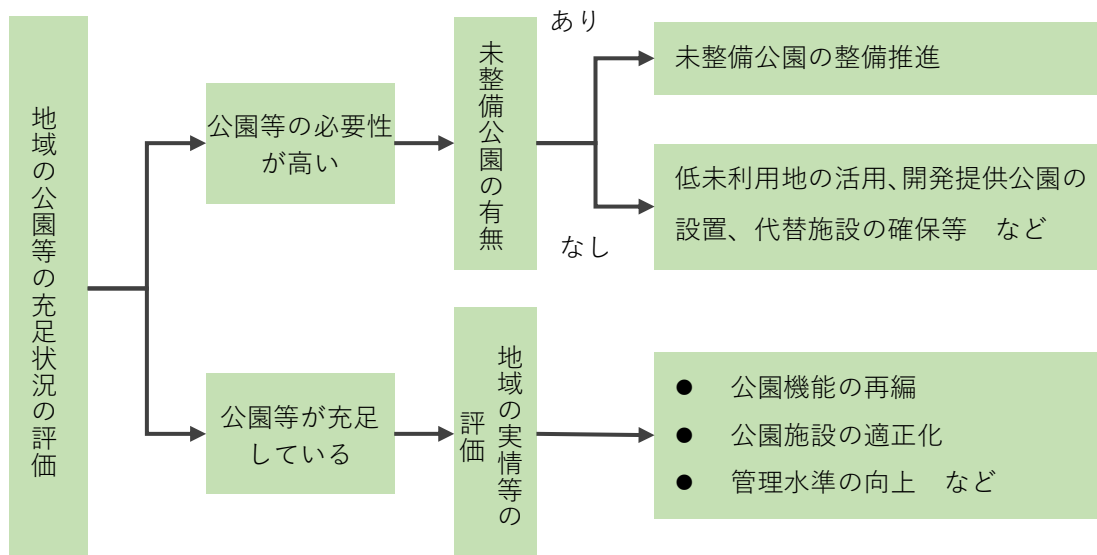
・ **公園施設の適正配置**

→公園機能の再編に対応し、子育て支援や健康づくり、地域の交流・ふれあい、グリーンインフラ、防災など地域に必要な機能の一層の充実とバリアフリー性の向上を図るとともに、公園施設のリニューアルや集約を推進します。

・ **管理水準の向上**

→地域の実情に応じた特色ある公園づくりに対応した運営、公園施設のストックマネジメントや公園樹の適正管理、官民連携や市民協働による取組などを通じ、公園等の利便性やまちの魅力向上を図ります。

図14.身近な公園等の配置方針



◆公園等の役割の位置づけ

公園等の資源を有効に活用し、公園のもつ可能性をより大きく発揮するには、地域の公園等が同じような役割を担うのではなく、地域の実情や公園等の特性に応じ、公園間で異なる役割を担うことが重要です。

そのため、「地域の拠点となる公園」、「特色を強める公園」、「その他の公園」に位置づけを整理し、その位置づけに応じた公園等のリニューアルを進めます。

図15.公園等の機能分担等のイメージ

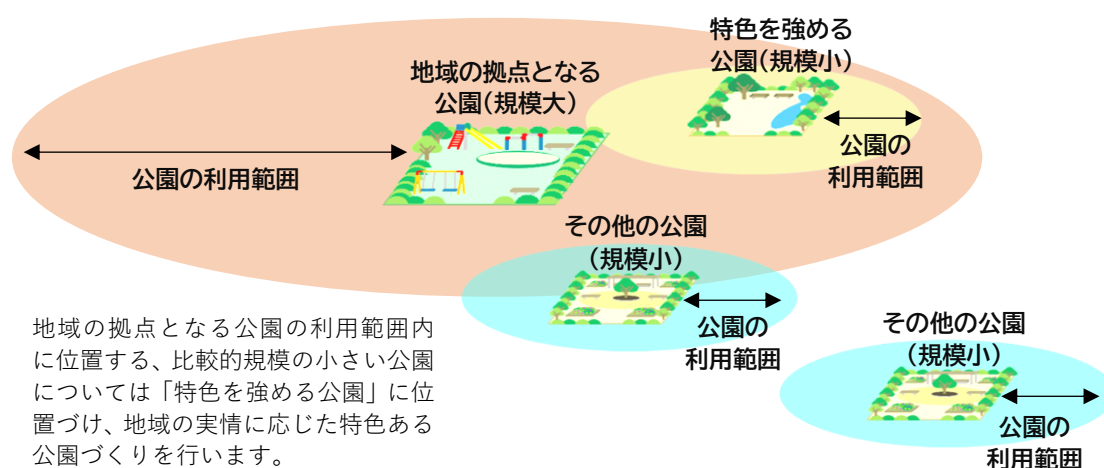


表10.公園等の役割の位置づけ

位置づけ	役割
地域の拠点となる公園	比較的規模が大きく、地域の核となる公園を中心に、地域の公園利活用、まちづくりの拠点としての公園づくりを行います。
特色を強める公園	比較的規模が小さく、地域の拠点となる公園の周辺に位置する公園を中心に、比較的狭い敷地を有効活用し、地域の実情に応じた特色ある公園づくりを行います。
その他の公園	拠点的な機能を担うほど規模が大きくなり、周辺の公園との距離も遠いため、その公園単独で地域のニーズに応じることのできる公園づくりを行います。

◆公園等の機能再編に対応した整備モデル

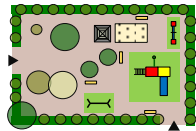
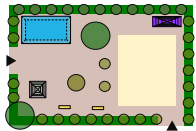
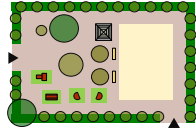
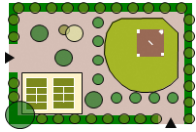
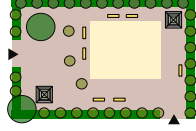
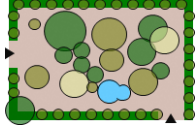
地域の実情に応じた特色ある公園づくりに向け、機能を発揮するうえで必要となる公園の規模や施設、空間構成の考え方、条件等を整理した機能モデルを設定します。

なお、各公園等を特色づける機能には、子どもの遊び場、健康づくり、憩い・交流、地域の防災拠点、スポーツ、環境保全などが想定されます。

整備モデルは、公園のリニューアルに際し、どのような整備を行うべきか、整備の方向性を示すものとなります。また、従来の標準的な公園から特色ある公園に再編する事業において必要となる事業費の目安を得るものとなり、計画的な事業遂行に役立てます。

※「地域の拠点となる公園」については、複数の機能の組合せや拡充により、地域の公園利活用の拠点としての機能の発揮を図ります。

表11.特色ある公園づくりに向けた整備モデルイメージ

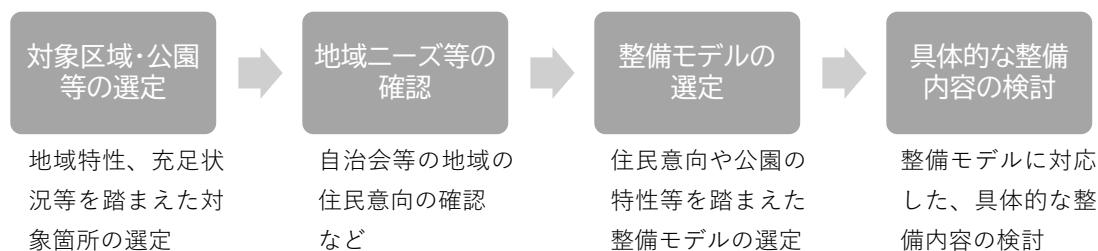
モデル	レイアウト見本	概要	モデル	レイアウト見本	概要
子どもの遊び場モデル		児童用遊具、幼児用遊具などの子どもの遊び場機能を設置。	地域の防災拠点モデル		広場、防災倉庫、雨水流出抑制施設等の防災機能を設置。
健康づくり公園モデル		健康器具、広場などの健康づくり支援機能を設置。	スポーツ公園モデル		テニスコート、球技広場等スポーツ機能を設置。
憩い・交流公園モデル		休憩所、広場などの地域の人々の憩い・交流機能を設置。	環境保全公園モデル		多くの植栽、池などがあり、グリーンインフラとしての機能を発揮。

◆事業の進め方

地域（小学校区等）における公園等の充足状況を評価し、事業の対象とする区域・公園等を選定し、地域のニーズなど実情を確認します。そのうえで、住民意向や公園特性等を踏まえた対象公園の整備方針となる「整備モデル」を選定し、具体的な整備内容の検討を行います。

整備モデルの選定については、愛着と親しみを育むことができるよう地域のニーズ把握を行い、永く地域住民との協働による公園づくりの仕掛けづくりが重要となります。そのため、巻末資料（67ページ以降）にある他市取組事例を参考に、事業を進めます。

図16.事業の進め方



(2) 施設の適正配置

地域の実情を踏まえ、将来のまちづくりを見据えながら、公園機能の再編に対応した施設のリニューアルと適正な施設管理を両立していくため、施設配置の見直しや集約、バリアフリー化や計画的な老朽化対策等に取り組みます。

◆基本的な考え方

基本的な考え方1) 将来の地域のまちづくりを見据えた配置の検討

公園間の画一的な整備内容、地域間の配置バランスの差異等の課題の改善に向け、市内各地域の特性や需要に対応した施設配置の検討を行い、将来のまちづくりを見据えた施設の整備を行う必要があります。

基本的な考え方2) 施設数量の適正化

将来の維持・更新費用を踏まえると、現在ある施設のすべてを維持するのは困難です。施設の必要性や利用状況等を踏まえ、必要な施設の配置と施設の余剰状態の解消を通じ、今後も適正な維持管理を継続できるよう、施設数量の適正化を進める必要があります。

基本的な考え方3) 将来にわたり誰もが安全・安心に利用できる施設の設置・管理

公園施設の整備・管理においては、ユニバーサルデザインを取り入れた誰もが使いやすい施設をめざすとともに、長期間にわたり安全・安心して公園施設を利用することのできるよう、計画的な老朽化対策や効率的な維持管理に取り組む必要があります。

◆具体的な方策

①公園施設の配置基準の整理

配置バランス等の改善に向け、施設の用途に対応し、どの程度の距離からの利用を想定するか目安となる利用圏域、設置する公園の種別等に関する、施設の配置基準の整理を行います。

②各地域の施設配置の見直し

市内各地域の配置バランス、施設の利用状況やニーズなど地域の実情を踏まえ、不足がある地域における施設の設置、余剰となっている施設の整理や用途の転換等について検討を行います。

③バリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、多様な利用者の幅広いニーズに応じ、誰もが使いやすい施設の設置に取り組み、都市公園条例にもとづくバリアフリー化を推進します。

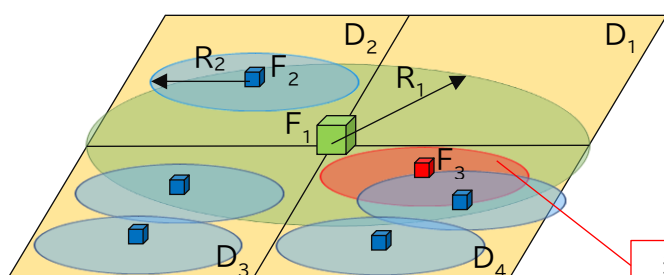
④計画的な老朽化対策・効率的な維持管理の実施

限られた財源の中で、施設の安全性、機能性を確保するため、計画的な老朽化対策を実施するほか、市民との協働や民間との連携による取組を通じ、効率的な施設の管理運営を行います。

表12.公園施設の配置基準(案)

施設タイプ	タイプ A 最寄の利用施設	タイプ B 身近な利用施設	タイプ C ブロック圏での利用施設	タイプ D 広域的な利用施設
利用圏域	狭い徒歩圏 (150m など)	徒歩圏 (250m など)	自転車圏 (500m など)	自動車圏 (1km など)
地区目安	小学校区等に 複数箇所	小学校区等に 複数箇所	中学校区等に 複数箇所	市内に複数箇所
設置公園 (面積)	街区公園など (500 m ² 未満)	街区公園以上 (1,000 m ²)	近隣公園以上 (5,000 m ² 以上)	地区公園 (10,000 m ² 以上)
市全体の 施設数	多い	多い	中程度	少ない
配置の 考え方	市民の生活に最も身近で、幼児からお年寄りまで誰もが気軽に立ち寄ることのできる公園施設として日常的な生活圏に配置することを想定した施設	市民に日常的に利用いただく基本的な公園施設として、徒歩による日常的な生活圏に配置することを想定した施設	子ども遊びや健康づくりなど地域の拠点となる公園を中心に整備を行う施設	整備・管理に多くのコストを要する施設で、市内に少数の施設を整備し、比較的広い地域から利用いただく施設
施設の 種類	・ベンチ ・幼児用遊具 ・健康器具 など	・児童用遊具 ・一般的な樹木 ・広場 など	・複合遊具 ・砂場 ・ボール遊びコーナー ・じゃぶじゃぶ池 ・休憩所 ・トイレ ・芝生広場・花壇 など	・多目的広場・球技広場 ・テニスコート ・バーベキュー場 ・大型複合遊具 など

地域の施設配置のあり方イメージ



F:公園施設
R:利用圏域
D:地区(小学校区等)

F₁(タイプ C)は利用圏域が地区(小学校区等)をまたぐ規模の大きな施設で、F₂、F₃(タイプ A・B)は利用圏域が地区内で完結する施設

利用圏域が完全に重複(F₂)

地区	施設数※	利用圏重複	利用圏域カバー	状況判定
D ₁	1	0	30%	施設数、利用圏域カバーとも不足
D ₂	2	0	50%	利用圏域カバーが不足
D ₃	3	0	80%	施設数、利用圏域カバーとも十分
D ₄	4	1	80%	施設数、利用圏域カバーとも十分だが、利用圏域が完全に重複する施設がある。

※地区内の施設には利用圏域の広い大規模な施設(F₁(タイプ C))を含む。

(3) 開発行為等における小規模公園の設置基準の見直し

公園の管理水準の維持と公園の多様な機能を発揮させるため、開発行為等による小規模公園の設置基準を見直しします。

◆基本的な考え方

基本的な考え方1) 小規模公園の設置が必要となる開発行為の対象面積及び自主管理公園の対象範囲について見直しが必要

現在、都市計画法における開発行為について、開発区域面積が0.3ha以上5ha未満の場合、当該区域面積の3%以上の公園、緑地又は広場（小規模公園）を設置し、岸和田市に帰属することとしています。そのため、これまで数多くの小規模公園を市が管理している状況です。

市条例に位置付けることより、公園等の設置を義務付ける下限面積（0.3ha）を1haまで緩和することが可能と都市計画法に規定されています。

基本的な考え方2) 開発区域周辺に相当規模の公園等がある。又は、予定している場合、小規模公園の設置の可否を検討

都市計画法により、開発区域周辺に相当規模の公園等が存ずる場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合はこの限りでないと規定されています。

◆具体的な方策

①小規模公園の設置が必要となる開発区域の対象面積を見直し

都市計画法の規定により、小規模公園の設置を必要となる開発区域の対象面積の下限値を0.3haから1.0haへの見直しについて検討します。

②開発許可を受けた者が自ら管理する緑地広場の運用を拡大

施設の供用後、管理者が存在し、設置された緑地広場の管理に支障がないと判断される場合、開発者による自主管理を行うことについて検討します。

③開発区域周辺に相当規模の公園がある場合、小規模公園の設置基準を見直し

都市計画法の規定により、住宅系用途以外の開発行為について、開発区域周辺における公園の整備状況を勘案し、小規模公園の整備の可否について判断します。この場合、住区レベルにおいて街区公園に相当する公園整備状況を判断基準として検討します。

取組方針2 公園等の管理水準の向上

(1) 公園施設のストックマネジメントの推進

将来にわたり、公園施設の安全性や機能を継続的に確保していくため、公園施設の状況や利用実態等を踏まえ、計画的に施設の更新・保全・集約等を行うストックマネジメントの取組を進めるとともに、より効率的に施設管理を遂行できる体制づくりに取り組みます。

老朽化した施設は安全性や機能の確保に支障が生じやすいほか、老朽化の進行に伴い、修繕など施設管理に係る経費も増加傾向が続いています。今後ますます進行する施設の老朽化に対応し、将来にわたって安全で快適な施設を提供していくため、公園施設長寿命化計画の作成や計画的なストックマネジメントの取組を推進するほか、それらの取組を効率的に遂行するマネジメント体制の整備に努めます。

◆基本的な考え方

1) 計画的な予防保全型管理への転換

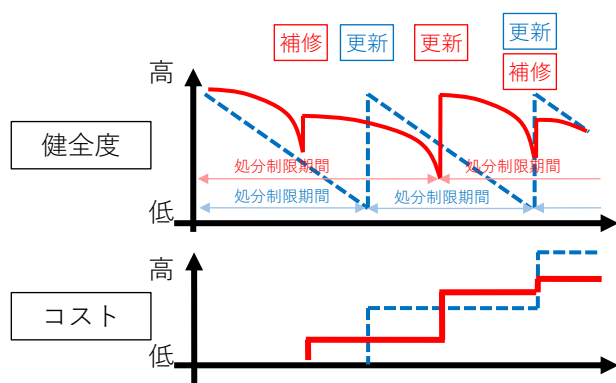
子どもをはじめとする利用者の安全・安心確保が最優先される遊具などの施設、更新費用が高額となる建築物・土木構造物を中心に、施設の老朽化に伴う劣化や損傷を未然に防ぎ、施設の安全性や機能の確保につながる予防保全型の管理（定期点検の結果や劣化予測等を踏まえ計画的に補修・更新を行う）を導入することが重要です。

2) ライフサイクルコスト縮減と平準化

公園施設は、設置後の時間経過とともに劣化が進行し、安全性や機能の低下が見られるようになります。

予防保全型管理を行うことで、更新時期を調整し、劣化や損傷の拡大に伴う修繕費用の増加を抑えるなど、ライフサイクルコスト（施設の設置、保守、撤去に至る経費の合計額）の縮減・平準化を図ることができます。

図17.予防保全型管理によるライフサイクルコスト縮減の考え方



計画的に補修・更新を行うことで、施設の使用可能期間を延ばすことができ、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることができます。

◆ストックマネジメントの取組

1) 岸和田市公園施設長寿命化計画の作成

ストックマネジメントの推進に向け、対象公園・施設、管理手法、長寿命化対策の効果等について整理、検討を行う公園施設長寿命化計画を作成します。

表13.公園施設長寿命化計画の検討概要

項目	主な内容
対象公園	・ 本市が管理する都市公園、児童遊園、ちびっこ広場など
対象施設	・ 遊具、建築物（休憩所、トイレ等）、土木構造物（橋梁、擁壁等）など
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理類型（予防保全、事後保全）の整理 ・ 定期的な健全度調査の実施 ・ 健全度判定、緊急度判定の実施 ・ 長寿命化対策による効果（ライフサイクルコストの縮減額）の算出
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園台帳・施設台帳の整理、管理 ・ 長寿命化計画、台帳等を活用したマネジメントの実施 ・ 耐久性の高い素材、施設の長寿命化が実現できる新技術・材料・製品の活用

2) 計画的な点検等の実施

施設の異常を早期に発見するとともに、長寿命化計画の適切な進行管理を行うため、計画的な施設点検を行います。また、点検結果については情報を整理し、健全度や緊急度判定の実施、施設異常への早期の対応に活用します。

3) 計画的な補修や更新の実施

対象施設の特性や利用実態等を踏まえ、予防保全型管理、事後保全型管理による計画的な補修や更新を実施します。

表14.各管理類型の基本的な考え方

管理類型	考え方
予防保全型管理	公園施設の機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、公園施設の日常的な維持保全（清掃・保守・修繕など）に加え、日常点検、定期点検の場を活用した定期的な健全度調査を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修、更新を行うものです。
事後保全型管理	維持保全（清掃・保守・修繕など）や日常点検、定期点検を実施し、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、撤去・更新を行うものです。

4) スtockマネジメント推進体制の整備

公園台帳や施設台帳のシステム化を進め、定期点検等の結果データ、長寿命化計画データ等との連携を図ることで、情報を有効活用する効率的な事業推進体制を整えます。また、点検結果や長寿命化計画の遂行状況を踏まえ、計画の見直しを行いながら、ストックマネジメントを推進していきます。

(2) 公園樹の適正管理

公園のみどりを健全な状態で将来の世代に引き継ぐため、公園樹の質的向上を重視する観点のもと、公園樹の適正な整備・管理と、それら整備・管理への市民参画・協働を進めます。

公園の樹木は、公園やまちの景観を形成し、利用者には緑陰や季節感を、生き物には生育・生息場所を提供するほか、大気の浄化やヒートアイランド現象の緩和などの環境保全、延焼防止などの防災上の役割などを担っています。

一方で、公園の整備とともに植えられた樹木の多くは、大径化や老木化が進んでいます。平成30(2018)年には、台風21号の強風により本市でも多数の倒木の被害が発生しましたが、大径化等の進んだ樹木は日ごろから落枝・倒木の危険性が高まっています。また、隣接地への越境被害の発生、公園内の見通しの悪化、管理経費の増加による財政負担の拡大などが、管理上の課題となっています。

これらの状況を踏まえ、公園樹の健康状態や安全性をより一層重視する観点から、公園のみどりを健全な状態で将来の世代に引き継ぐため、公園樹の適正管理を進めます。

◆基本的な考え方

基本的な考え方1) 植栽地や樹木の特性を踏まえた適切な公園樹整備・管理

公園樹は、市街地に位置する公園では地域の貴重なみどりに位置づけられる一方、郊外に位置する公園では地域の豊かな自然環境の構成要素の一つに位置づけられます。また、公園内でも、公園や地域を特徴づけるシンボルツリー、公園外周の遮蔽やまち並み景観の形成など、植栽地や樹木特性によって公園樹の役割は異なります。

公園樹の整備や管理は全市一律に行うのではなく、植栽地や樹木の特性に応じ、適切な整備、維持管理を行う必要があります。

基本的な考え方2) 公園樹整備・管理への市民参画・協働の推進

公園樹は、市民の日常生活において身近にある緑であり、地域の人々から親しまれています。公園樹の整備・管理方針の検討では、市民の意見を踏まえた検討を行い、公園樹管理に地域の人々が参加しやすいよう配慮することが重要です。あわせて、公園樹に関する情報提供を充実することで、公園樹への理解促進、啓発に努めます。

基本的な考え方3) 将来世代への良質な樹木環境の継承

大径化した樹木の増加や老木の倒木、根上がりなどの増加に伴い、公園樹の維持管理に係る経費も増加しています。この傾向が続くと、将来的に維持管理費の負担が困難となる状況が見込まれます。そのため、公園樹の整備・更新時にはライフサイクルコスト(LCC)縮減の視点を持ち、維持管理においても新技術の活用や予防保全型の管理により経費の縮減に取り組むことが重要です。

◆具体的な方策

①植栽地や樹木の特性に対応した公園樹の整備・管理

公園の位置づけや園内の場所など植栽地の特性、樹種特性、樹木の役割等に対応した、新規植栽や更新、管理を行い、安全で健全な公園樹の整備・管理に努めます。

②被害リスクに合わせた予防保全的な管理

樹木点検等において、危険木等の優先性、緊急性の高いものから優先して伐採を行い、更新、樹種転換、密生した箇所密度調整（間伐）を進めるなど、予防保全的な措置により、倒木等のリスク低減に努めます。

③管理水準の向上と健全管理可能な適正本数等の維持

定期的な樹木点検、公園樹管理マニュアルや樹木台帳の作成等を通じ、管理水準の向上を図るとともに、健全な状態で管理できる適正本数への調整、管理頻度が少なくてもよい樹種への転換を進めます。

④公園樹の整備・管理への市民参画・協働の推進

公園樹の役割や適正管理に関する啓発を行いながら、市民意見を収集し、公園樹の整備・管理のあり方、樹種選定に反映します。また、植樹や落葉処理等の活動への市民協働の取組を進めます。

表15.公園樹の適正管理の取組内容

取組	主な内容
全体	<ul style="list-style-type: none"> 公園樹の整備・管理計画の作成 健全管理可能な適正本数の検討 更新・撤去・新規植栽等の判断基準の検討
更新等	<ul style="list-style-type: none"> 危険木、支障木等の撤去・更新、密度調整の実施 植栽地の位置づけ・樹木の役割等を踏まえた新規植栽・補植の実施
樹種選定	<ul style="list-style-type: none"> 地域自生種など適応性がある樹種 剪定頻度の少なくてもよい樹種 など
樹木剪定	<ul style="list-style-type: none"> 効果的・効率的な作業計画の作成 植栽地や樹木の特性に対応した頻度、方法による剪定の実施 樹形の悪化した樹木の樹形作り直し
病虫害防除	<ul style="list-style-type: none"> 病気の予防、害虫駆除、早期対処の実施
樹木台帳	<ul style="list-style-type: none"> 各公園等における樹木台帳の作成 撤去・新規植栽等の状況、健全度情報等の更新 樹木台帳を踏まえた管理計画の検討、整備・管理の実施
市民参画・協働	<ul style="list-style-type: none"> 公園樹の役割、公園樹の整備・管理方針の周知 公園樹の適正管理、樹種選定などへの市民意見の反映 植樹の実施、落ち葉の処理等の整備・管理への協力

取組方針3 未整備の都市公園の対応

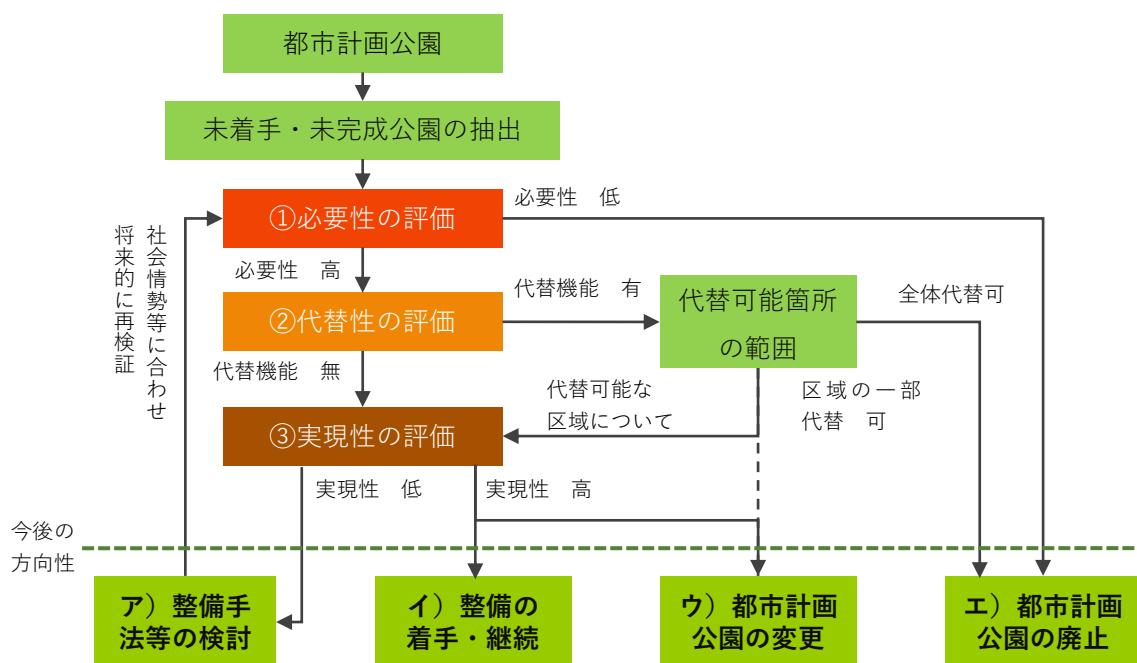
(1) 未整備の都市公園の見直し方針

都市計画公園の長期未整備状態の解消に向け、都市計画の見直し方針について検討します。また、見直し方針にもとづいて、都市計画公園の状況表を行い、整備継続や計画変更等の今後の方向性について整理を行います。

◆都市計画公園の状況評価の流れ

都市計画公園の現状について情報を整理し、必要性の評価、代替性の評価、実現性の評価を経て、それぞれの未整備公園の今後の方向性について検討を行います。

図18.都市計画公園の状況評価の流れ



資料：大阪府都市計画協会「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」（平成26年6月）をもとに作成

◆評価の方法

評価の段階ごとに、各未整備公園の必要性や代替性、実現性の評価基準を充たすか判定を実施します。

①必要性の評価

将来のまちづくりや整備現況等の観点から、当該公園の必要性について評価を行います。

評価要素	概要
上位・関連計画における位置づけ	上位・関連計画における位置づけがある、または防災公園としての役割を担う。
地域の公園等充足状況	一人当り面積、防災機能等、誘致圏カバー状況の観点から必要性が高い。

②代替性の評価

他の都市公園や児童遊園等の施設による未整備箇所の代替可能性について評価を行います。

評価要素	概要
他の都市公園の存在	未整備箇所の誘致圏の大半をカバーする他の都市公園が存在する。
近くの近隣公園、地区公園の存在	小学校区内に他の近隣公園または地区公園が存在する。
児童遊園等の代替施設の存在	未整備箇所の誘致圏の大半をカバーする児童遊園、ちびっこ広場が存在する。

③実現性の評価

用地取得や土地利用の状況、近く着手する事業計画の有無をもとに、実現性について評価を行います。

評価要素	概要
用地の取得状況	総面積の80%以上の用地を取得済みである。
土地利用の状況	土地利用状況により土地の確保が可能である。
事業化の目的	土地区画整理事業、その他の都市計画施設の建設など、関連する事業の計画がある。または、今後10年以内に事業着手の可能性がある。

◆未整備公園の今後の方向性に係る評価条件

未整備公園の今後の方向性に関する評価条件の目安は概ね下表のような条件となる見通しです。未整備公園のうち、必要性が高いものの、代替性が低く、すでに用地取得済みなど実現性が高いものの箇所（大門公園、大路公園、中央公園等）については、整備の実現を目指します。

ア) 整備手法等の検討	必要性が高いものの、代替性、実現性が低い場合は、整備手法等について検討する。将来的に情勢変化が生じた場合は再検証を行う。
イ) 整備の着手・継続	必要性が高く、代替性が低く、実現性が高い場合は、整備の実現を目指す。
ウ) 都市計画公園の変更	必要性が高く、計画区域の一部が代替可能である場合、その箇所に係る都市計画変更について検討（それ以外の箇所については実現性の評価結果による）。
エ) 都市計画公園の廃止	必要性が低い、または必要性が高くても計画区域全体の代替が可能である場合に都市計画公園の廃止について検討

取組方針4 官民連携による公園等の整備・管理の推進

(1) 民間活力の導入による公園等とまちの活性化・魅力向上

都市や地域の活性化、魅力向上を図るため、Park-PFI 制度や指定管理者制度など官民連携事業の手法を通じ、民間のもつ優れたノウハウや資金を活用した公園等の整備・管理の取組を進めます。

公園等に対する利用ニーズが多様化している一方、公園等は都市や地域のにぎわいや交流の拠点となる機能や可能性をもちます。それらのニーズへの対応や公園等のもつ機能や可能性の最大発揮を行うには、行政単独の取組では限りがあり、市民や学校、民間団体、民間事業者など多様な主体との連携が重要となります。

中でも、民間事業者のもつ特色ある施設の整備・運営に係るノウハウやアイデア、資金（以下、「民間活力」とします。）は、公園等のもつ機能や可能性を引き出すうえで高い期待を寄せることができます。民間活力を導入する官民連携手法として「Park-PFI^{パーク・ピーエフアイ}制度」（公募設置管理制度）、「指定管理者制度」などがあり、本市も含め多くの自治体で活用されています。

本市の公園等のもつ資源や可能性を有効に生かし、都市や地域の活性化、魅力向上を図るため、民間活力の導入のより一層の推進に努めます。

表16.都市公園の主な整備管理手法

主体	手法	概要
自治体	直営整備・管理	自治体が施設の整備・管理ともに直接担う手法。
民間事業者	業務委託・請負工事	自治体が民間事業者に維持管理や施設整備を委託する手法。
	指定管理者制度	自治体が施設を整備し、民間事業者が施設を包括的に管理運営する手法。
	公園施設管理許可制度	民間事業者が公園管理者（自治体等）の許可を受け、既存の公園施設（売店、飲食店など）の管理する手法。
	公園施設設置許可制度	民間事業者が公園管理者の許可を受け、公園施設（売店、飲食店など）を整備し管理する手法。
	Park-PFI 制度	民間事業者が公募対象公園施設（売店・レストランなど）の設置・管理と、特定公園施設（周辺の園路、広場など）の整備・改修などを一体的に行う手法。特定公園施設は公募対象公園施設の収益を還元し整備する。
市民、町会等	市民協働による管理	地域の町会やボランティアをはじめとする様々な市民との協働により管理運営を行う手法。

◆民間事業者との連携による特色ある公園施設の整備等の実施

多様なニーズに対応し、公園の活性化やまちの魅力向上に向けて、特色ある公園施設の整備・運営を進めるため、Park-PFI 制度等の官民連携による事業手法の導入を図ります。

これら官民連携の取組は、本市の公園等の事業可能性について情報収集する「サウンディング型市場調査」（以下、「サウンディング」とします。）と、サウンディングの結果等にもとづき事業の実現を図る Park-PFI 制度等の「事業者公募」等の段階を経るものとしします。

1) サウンディングの実施

本市の公園等を活用する事業アイデア、行政への要望等に関する意見、提案を収集し、公園やまちの魅力向上に向けた事業の方向性や民間活力導入の可能性について検討を行う、サウンディングを実施します。

2) 事業者公募の実施

サウンディング等の結果を踏まえ、事業の効果や実現性等の検討を行います。公園の活性化やまちの魅力向上等の実現が期待できる提案等については、事業の実現に向け、活用する事業手法（Park-PFI 制度等）や事業条件等の検討を行い、事業者公募など必要な手続きを進めます。

特に、Park-PFI 制度等による官民連携事業の推進では、民間活力による飲食店やスポーツ施設等の公園利用者の利便向上に資する公園施設の設置のほか、その収益を活用した周辺の園路、広場等の整備・改修等を一体的に行うことで、公園利用サービスの向上と収益の還元による財政負担軽減を図ります。

■本市におけるサウンディング型市場調査の実施状況

本市では、官民連携を通じた公園やまちの魅力向上の実現に向け、令和2（2020）年度に大門公園、中央公園を対象に、令和4（2022）年度に本市の都市公園全箇所を対象に、サウンディングを実施しています。

これらの調査では、飲食施設やスポーツ施設、農業施設等の整備・運営、イベント開催等の提案がありました。うち、大門公園については、提案を踏まえ、防災とにぎわい創出に向けた官民連携事業の推進に向けた調査、検討を進めています。

◆指定管理者制度における公園等の効率的・効果的な運営のより一層の推進

本市では、現在、中央公園、そのほかの都市公園および児童遊園等、総合体育館、市民体育館、運動広場等を対象とした、一体的な指定管理者制度を導入しています。

それにより、民間事業者、団体のもつ専門的なノウハウを活用した質の高いサービスを提供し、地域に密着した施設運営を通じ地域の活性化やコミュニティの醸成を図りつつ、スポーツ・レクリエーションの振興と市民の健康、体力の増進に資するよう努めています。

なお、前項の「民間事業者との連携による特色ある公園施設の整備等の実施」における展開と関連し、公園の活性化やまちの魅力向上の目的について、Park-PFI 制度等による官民連携事業との連携を行うことがより一層効率的・効果的である場合は、対象公園や業務範囲など事業スキームの見直しを検討します。

(2) 市民協働による公園等の管理運営

町会等による活動支援の充実、新たな担い手の確保など、これからの時代にふさわしい市民協働の取組とそれを支える仕組みについて検討を行います。

本市の公園等の管理運営では、指定管理者制度による取組のほか、町内会・自治会等の団体（以下、「町会等」とします。）、市民ボランティア等の市民協働の取組が行われ、地域のニーズをくみ取りながら、公園清掃や花の植付等を通じたふれあいある公園づくり、まちづくりとともに、地域コミュニティの結びつきを強める機会になっています。

一方で、地域によっては町会等の高齢化、会員加入率の低下などの課題を抱えているところもあり、町会等による活動支援の充実、新たな担い手の確保など、これからの時代にふさわしい市民協働の取組とそれを支える仕組みについて検討を行います。

◆市民協働の取組の役割

公園等における市民協働の取組は、公園等の機能や安全性、美観等を保つための取組にとどまらず、地域共有の資源である公園等について、地域の人々の愛着と関心を深め、公園づくりやまちづくりへのより積極的な参画につながることを期待されます。

表17.公園等における市民協働による主な取組

区分	主な内容
町会等との業務委託による取組	町会等との業務委託による公園等の清掃、除草、樹木の剪定、花の植付け等の活動を実施。代価として用具等の実費相当の報奨金を支給。
公園美化ボランティアによる取組	ボランティア登録を行った個人や団体が、公園等の清掃、除草、樹木の剪定、花の植付け等の活動を実施。

◆町会等による活動支援の充実

町会等による活動の促進、支援のため、下記のような支援メニューの拡充に向け検討を行います。

《町会等による活動の支援メニュー案》

- ・ 作業負担軽減に向けた器材貸出の充実、活動内容の選択化
- ・ 町会等の良好な活動事例、ノウハウ等を共有する交流会の開催やパンフレット等の配布
- ・ 地域の民間事業者や保育園等との連携や、町会等未活動公園での活動に向けた働きかけ
- ・ 町会等、ボランティア等による公園利活用の推進（町会行事、親睦会、祭事、防災訓練、公園利活用プログラム等）

◆新たな担い手確保の推進

地域団体の枠組みによらない市民協働の受け皿として、公園美化ボランティア制度への参加を促進するほか、市民ニーズに応じ新たなテーマ型のボランティア活動（花、遊び、子育て、健康づくりなど特定のテーマを中心にした活動）について検討します。